

第六十一回 参議院沖繩及び北方問題に関する特別委員会会議録第七号

昭和四十四年五月七日(水曜日)
午前十時十八分開会

委員の異動

四月二十八日

辞任

松井 誠君

補欠選任

前川 旦君

五月七日

辞任

前川 旦君

補欠選任

松井 誠君

出席者は左のとおり。

委員長

山本茂一郎君

理事

伊藤 五郎君

源田 実君

鶴岡 哲夫君

松下 正寿君

委員

河口 陽一君

長屋 茂君

増原 恵吉君

山本 利壽君

川村 清一君

達田 龍彦君

松井 誠君

渋谷 邦彦君

春日 正一君

国務大臣

愛知 揆一君

床次 徳二君

政府委員

総理府特別地域
連絡局長

山野 幸吉君

総理府特別地域
連絡局参事官

加藤 泰守君

法務省民事局長
外務省アメリカ
局長

新谷 正夫君
東郷 文彦君

外務省欧亜局長
外務省条約局長

有田 圭輔君
佐藤 正二君

事務局側

常任委員会専門
員

瓜生 復男君

説明員

水産庁漁政部長
国土地理院地図
部長

安福 数夫君
村岡 一男君

参考人

北海道領土復帰
北方漁業対策本
部長

守屋 治君

根室市長
千島齒舞諸島居
住者連盟常務理
事

横田 俊夫君
梅原 衛君

本日の会議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○沖繩における免許試験及び免許資格の特例に關する暫定措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○北方領土問題対策協会法案(内閣提出、衆議院送付)

○沖繩及び北方問題に關しての対策樹立に關する調査

(沖繩の諸問題に關する件)

○委員長(山本茂一郎君) たいだいまから沖繩及び北方問題に關する特別委員会を開会いたします。まず、参考人の出席要求に關する件についておはかりいたします。

北方領土問題対策協会法案の審議のため

北海道領土復帰
北方漁業対策本
部長

守屋 治君

根室市長
千島齒舞諸島居
住者連盟常務理
事

横田 俊夫君
梅原 衛君

以上三名の方々に本日参考人として出席を求め、その意見を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと答ふる者あり〕

○委員長(山本茂一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山本茂一郎君) 次に、沖繩における免許試験及び免許資格の特例に關する暫定措置法案を議題といたします。

まず、政府から提案理由の説明を聴取いたします。

床次総理府総務長官。

○国務大臣(床次徳二君) たいだいま議題となりまして、沖繩における免許試験及び免許資格の特例に關する暫定措置法案につきまして、その提案の理由及び概要を御説明申し上げます。

政府は、沖繩の本土復帰の日に備えて、本土と沖繩の一体化をはかり、沖繩住民の経済的、社会的福祉を増進するための各般の施策を講じてきたのであります。が、今回、これら施策の一環として、沖繩と本土との各種免許資格の一体化につき成案を得ましたので、ここに法律案を提出することとした次第であります。

この法律案による免許資格の一体化措置の趣旨とするところは、沖繩が復帰するまでの暫定措置として、本邦の免許資格にかかる試験を沖繩で行ない、また、沖繩の免許資格者に本邦の免許資格を与えることにより、沖繩が復帰する際に起こる摩擦をできる限りなくそうとするものであります。

沖繩と本邦の免許資格制度の間には、その趣旨または運営において現に相違のあるものもありませんので、これらの諸般の事情をいかによくいたしまして、慎重に検討した結果、政府といたしましては、さしあたり、司法試験、公認会計士試験等十八種類につき本邦の試験を沖繩で行ない、また、土地家屋調査士、公認会計士等二十七種類につき沖繩の免許資格者に本邦の免許資格を与える等特別の措置をとることとしたのであります。が、沖繩の免許資格者に本邦の免許資格を与えるに際し、税理士等の場合に見られるように、沖繩と本土との制度に若干の相違のある免許資格につきましては、一定の講習の受講を条件として与えることとしたしております。

また、この法律案で措置したもののほか、立法措置によらず、政令以下の命令によって免許資格の一体化措置を講ずることが出来るものにつきましては、必要な準備が整い次第逐次実施してまいらる考であります。

次に、免許資格の一体化のために必要な手続につきましては、沖繩において行なう本邦の試験にかかるとする願書の受理または沖繩で本邦の免許資格を得るための申請に關する事務を日本政府沖繩事務所で行なうこととする等、沖繩における受験者、申請者の便宜をはかった次第であります。このような本土政府のとの措置に対応して琉球政府においてもいしめるべき措置がとられることになっております。すなわち、日米琉三政府の代表をもって構成され、那覇に設置されております琉球列島高等弁務官に對する諮問委員会は、昨年六月四日、日本政府及び琉球政府の免許資格の一体化の必要性を認め、高等弁務官に對し必要な措置をとるべき旨を勧告いたしております。琉球政府としては、本土政府の措置と並行してこの勧告の内容を実現するための必要な措置につき鋭意検討を進めてい

と承知いたしております。また、この法律施行のために必要な各種の通知、試験の広報等の行政措置につきましても琉球政府の協力を得て行なうことといたしております。

最後に、今回措置いたしましたものの以外の免許資格につきましても、条件が整備され次第、順次本法律案第三条の規定に基づき政令で指定し、または、所要の立法措置をとることにより本土と沖縄との免許資格の一体化の促進をはかってまいり所存であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(山本茂一郎君) 続いて補足説明を聴取いたします。

加藤参事官。
○政府委員(加藤泰守君) ただいま総務長官から提案理由の説明がありましたように、この法律案は、沖縄の本土復帰の日に備えて行なわれる本土と沖縄の一体化施策の一環として、各種の免許資格の一体化に関する措置を定めようとするものであります。このような措置の必要性につきましては、日米琉球閣委員会において検討され、琉球列島高等弁務官に対して七十六種類にわたる本土の免許資格につき、免許資格試験の沖縄における実施、本邦または沖縄の免許資格者に対する沖縄または本邦の免許資格の付与等免許資格の一体化に関する措置を認め、その実現のため必要な措置をとるべき旨の勧告がなされており、琉球政府は、これに従って対応措置をとることになっております。

政府が本土と沖縄との一体化施策の一環としての免許資格の一体化措置としてこの法律案において取り上げておりますものは、法律によるもののみでございます。政令、省令等に設けられております免許資格につきましても、当該政令、省令等の改正措置によって免許資格の一体化措置を実施する予定でございます。

以下、この法律案の内容を具体的に御説明申し上げます。

この法律案は、総則、沖縄において行なう試験及び申請等の特例、各資格法規に関する特例、及び雑則の四章並びに附則から成っております。

まず、総則の規定のうちの第二条の定義規定でございしますが、この法律における用語のうち特に申し上げておきたいのは、免許資格の定義でございます。すなわち免許資格とは、個人が一定の技術、技能または知識を必要とする職業に従事するために法令上必要とされる免許、登録等にかかる資格を言うものとされております。したがって、この法律で規定する免許資格とは、免許または資格にかかる登録等は含まれておらず、この登録等を適格に受けることができる地位を意味するものでございます。

次に第二章は、本邦の試験を実施することに関する規定でございます。

第三条は、この法律の一つの柱となっております沖縄において本邦の試験を実施する旨の規定でございます。

本邦の免許資格と沖縄の免許資格を一体化する最良の方法は、言うまでもなく、本邦の試験を沖縄において実施することであり、これにより沖縄の受験者は、一つの試験で、本土においてもまた沖縄においても認められる資格を取得することが可能となるからでございます。この条においては、大臣またはこれに準ずる行政機関の実施する司法試験等十八種類の試験を沖縄において実施することを明らかにしております。

これ以外の免許資格の試験で、大臣またはこれに準ずる行政機関の実施するものにつきましても、制度の整備等がはかられ試験を実施することができるようになります。政令で定めることによつて試験を実施することが可能となるように措置されております。

なお、医師、歯科医師等の国家試験が含まれておりませんが、これは、昨年の医師法等の改正により、学校卒業と同時に国家試験を受けられることになりました。また、沖縄の大学には現在医学部がございませんので、ただいまのところその

必要性がないと判断したからでございます。

これらの試験にかかる受験資格のうちには学校の卒業資格等が必要とされるものがございます。で、沖縄の学校を本土のそれに相当する学校とみなす措置を第五条で規定するとともに、あわせて沖縄の免許資格者が本土の免許資格を得る場合、学校の卒業資格が必要とされることもあり、この場合も同様に適用することといたしております。

なお、第三条第二項に規定していますように、この免許資格試験の実施については、試験の要領等を琉球政府に通知することとし、琉球政府の広報等の協力を期待しております。

また、第三条第三項、第四条及び第六条において、この免許資格試験の願書の受理は沖縄事務所において行なうことができることとする。とともに、沖縄の免許資格者に本邦の免許資格を認めるための申請書も沖縄事務所を経由して行なうことができることとしたこと、手数料等についてアメリカ合衆国通貨をもって納付する道を開くこととしたこと等、沖縄に居住する受験者、申請者の便宜をはかることといたしております。

次に第三章は、沖縄で与えられております各免許資格に必要な特例を認め、本邦の免許資格に取り入れるようにいたしております。

その内容は、それぞれの実態によって扱いが異なっており、沖縄の免許資格をそのまま本邦の免許資格として認めるか、あるいは講習の課程を修了することを条件に認めるかの差がございます。

この章で取り上げられ特例を設けられている免許資格は、法務省関係としては土地家屋調査士、大蔵省関係として公認会計士及び税理士、厚生省関係として理容師外七、通商産業省関係として電気主任技術者外四、運輸省関係として海技従事者、郵政省関係として無線従事者外二、労働省関係として社会保険労務士、建設省関係として測量士外三並びに自治省関係として行政書士及び危険物取扱主任者でございます。

勧告において取り上げられている免許資格のうち

ち法律で処理すべきものにつきそれぞれ具体的に検討を加え、今日直ちに実施できるものはすべてこのような特例を設けようとして行なうわけでございますが、受験資格等に著しい相違があり直ちに一体化することが困難なものであること、沖縄において本邦のそれに対応する制度がないものであること等の理由から今回の措置に含まれていないものもあります。これらにつきましては、今後制度の整備等相まちまして、さらに検討を加え適切な措置をとってまいりたいと考えております。

第四章は、雑則でございます。

まず三十一條は、沖縄の免許資格者に対して本邦の免許資格にかかわる免許、これに類する処分を含みますが、または登録をした場合には、その事務を管理する行政庁または団体は、その旨を内閣総理大臣を経由して琉球政府に通知することと定めております。琉球政府も免許資格の実情を知ることが必要でございますので、この規定を設けたわけでございます。

第三十二條第一項は、免許等の取り消しに関するもので、沖縄の免許資格者が、本邦の免許資格にかかわる免許または登録を受けた後、沖縄の免許資格が、不正の事実に基づいたこと及び沖縄の法令による絶対的欠格事項に該当したことを理由にその免許または登録を取り消されたときは、琉球政府の通知に基づき、本邦の免許または登録を取り消すこととしております。

これは沖縄の免許資格者に本邦の免許資格を与える制度の趣旨にかんがみ、明らかに疑う余地のない重大な欠陥により沖縄の免許資格にかかわる登録等が取り消されるような事態になった場合には、本邦の免許資格にかかわる登録等も取り消し得るようにしたものであります。

なお、沖縄の免許資格者が、沖縄においては登録しないまま、本邦の登録をした後、同じような事由によりまして、沖縄の免許資格者となることのできないことが判明した場合または当該免許資格を有しないこととなった場合もあり得ますが、この場合には琉球政府の取り消し処分がございま

せんので、第二項を設けて本邦の登録の取り消しをすることができるようにしたわけでございいます。

第三十三条は、この法律の実施に関し必要な事項はそれぞれ主務省令で定めることとしたものでございいます。

最後に、附則において、この法律は公布の日より起算して六カ月をこえない範囲内において政令で定める日から施行するものとしたほか、この法律の規定による免許資格試験または申請に関する事務を沖縄事務所において行なわせるために必要な総理府設置法の一部改正を行なうこととしたしております。

以上簡単でございしますが、この法律案の内容を補足して御説明申し上げた次第であります。

○川村清一君　ただいま補足説明されました文書でございしますが、配付されているものの説明事項とだいぶ違うんです。それは数字まで違うんです。これではいけないと思います。ですから、いま読まれた補足説明を、どっちが正しいのか、そちらが正しいのならあらためて印刷し直して後刻配付していただきたいと思ひます。

○委員長(山本茂一郎君)　ただいまの説明は、いま説明されたものを正しいといたします。配付いたしましたのは参考書類でございしますから、後ほど印刷し直して御配付をお願いいたします。以上で政府側の説明は終わりました。本法案に対する質疑は、後日に譲ります。

○委員長(山本茂一郎君)　北方領土問題対策協会法案を議題といたします。本案に対する政府側の説明はすでに聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、順次御発言をお願いします。

○川村清一君　まず最初に、法案の条章に従いまして逐条的に御質問申し上げたいと思ひます。一応お聞きしましてから、また掘り下げて質問を展開したいと思ひます。そういう御了解の上に立つて御答弁願ひたいと思ひます。

最初、第一条の「目的」でございしますが、この文に、「北方領土問題対策協会は、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題について啓蒙や宣伝及び調査研究」の、その以下掲げておるわけでございしますが、「北方領土問題その他北方地域に関する諸問題」、つまり、「北方領土」というものと「北方地域」と、こう二つのことが使われておるわけですね。これは具体的にどういう内容をさしておるのか。「北方領土問題」というのはどういふ内容で、「北方地域」に関する諸問題」というのはどういふ問題なのか、これをひとつ具体的に御説明をお願いいたします。

○国務大臣(床次徳二君)　北方領土問題とここに考えておりますものは、まず地域は、色丹、歯舞、国後、択捉、この四つの島を対象としておるわけでありまして、この四つの島は、わが国の固有の領土でありますので、その返還を求めるといふ考え方で、領土問題として特にこれを掲げておるのであります。

なお、北方の旧領土につきましては、いろいろと残されておるんですが、この四つの島は平和条約二条によりましてわが国が放棄しないところ、国後から以南のものは固有の領土として考えられておる。ウルップ以北は平和条約二条によりまして放棄した、平和条約におきまして放棄した地域と考えております。したがって、わが国が当然固有の領土として返還を要求いたしますのは、主張いたしますのは、この間申し上げました歯舞、色丹、国後、択捉の四つの島を考えたおります。したがって、「北方領土」という場合には、この四つの島を対象として返還運動並びにこれに関する宣伝あるいは調査研究等を含んでおる次第であります。

なお、「その他北方地域に関する諸問題」とあります。「北方地域」とは、実は考え方がいろいろあります。これはただいまの固有の領土以外の放棄いたしました地域に對しまして、漁業権あるいは住民の問題等もありますので、「北方地域」としてこれを取り扱ったのでありまして、前のほうはいわ

ゆる外交的なものであるし、あるいは「北方地域」という表現のほうは国内的の取り扱いというふうにお考えいただければいいと思ひます。また、なお、「北方地域」といたしたものは、総理府が当初設置せられた当時におきまして使いました用語でありまして、北方の地方の漁業権、住民等の問題を総理府において取り扱ったのであります。そのときに固有の領土としてわが国が要求する分、それから、その他、いわゆる所属の放棄はいたしたけれども、所属の明瞭でない問題という点が残されておったものであります。その当時「北方地域」という字を使ひまして、そうしてこの地域は政令でもって区域を定めると、ただいま申し上げました歯舞、色丹、国後、択捉その他政令でもって定める地域というふうにしたのであります。したがって、いろいろと北方問題は未解決の問題がありまして、その後政令におきましては、「その他政令で定める地域」というものは政令で決めておけません。さような形になっております。これによつて、二通りに使っておりますこと

がいかにその点ダブっておるような感じがしておりますが、そういうような取り扱いをいたしておりますのであります。なお、この本法におきまして対象としておりますのは、この協会が、実は北方領土問題、それからもう一つの問題といたしまして、従来の北方協会の取り扱っておりました事務をやはり対象といたしておるのであります。これはもう第二項に書いてあります。第二項は、従来の北方協会といたしまして、「北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律」に基づき、北方地域旧漁業権者等その他の者に對し、その営む漁業その他の事業及びその生活に必要な資金を融通することを目的とする」といふ形によりまして、十億円の資金をもちまして北方協会というものが設置されておったのであります。しかし、今回新しい対策協회를設立するにあたりまして、旧北方協회를そのまま全部吸収いたしましたので、そして事業の対象にいたそうとするわけでありまして、したがって、この二者を、いわゆる領

土返還問題とそれから従来の旧北方協会の問題を合わせた形に並列して書いておるわけであります。

なお、御参考までに申し上げますと、北方問題に関しましては、従来の南方同胞援護会におきましても領土問題の一環として取り上げておったのであります。今後はやはりこの協会におきまして、南方同胞援護会の取り扱っておりましたものも吸収して実行するように考えております。

○川村清一君　北方領土並びに北方地域というこの地域の問題につきましては、後刻また掘り下げていろいろ質問したいと思ひます。また、きょう午後外務大臣がおいでになりますので外務大臣にお尋ねしたい、こう思っております。ですから、先に進みまして、次に、「北方地域に生活の本拠を有している者に対し援護を行なう」とあります。これは北方地域に生活の本拠を有している者とは、これは北方地域に住居を持っております者に限定するの。それとも、北方地域に住居は持つておらないけれども、漁業その他が北方地域において行なわれておった、つまり、住居は北方地域以外にあつたけれどもその生活は北方地域の仕事に依存しておった、こういう二通りのものがこれに含まれるわけでありまして、それらのもも含めて考えられておるかどうか。

○国務大臣(床次徳二君)　この色丹、歯舞、国後、択捉の区域に住んでおった者が旧北方区域に關連しております者の大部分であります。なお、ウルップ以北におきましても、わずかの戸数であります。住居を持っておった者もありません。そういう者を対象として考えておりますが、御質問の問題につきましては、主としてこれは住居を有しておった者を考えております。しかし、ただいま申し上げましたように、漁業を営んでおりました住居はそこになかった者もある、關連しておりました者があつた者もあつた者もある、漁業を営んでおった住居を持たない者もある。そういう者も含んでここに考えておる次第であります。

○川村清一君 それでは、くどいようですけれども、第二項の「北方地域旧漁業権者」というものがありますね。そこで、ここで確かめておきたいことは、大體総務長官の御答弁で理解はできたわけでありまして、ちよつと極端なことを申し上げますと、戦前振興漁業株式会社などというのがございまして、その会社の本拠は函館市にあるわけですね。ところが、漁業権はこの北方地域にある。そこで漁業権の行使は北方で行なつておる。それから、もつと極端に言つと、ウルップ島以北におきましては、結局冬はとも住めないところでございますから、したがつて、夏分だけ向こうに参りましてね、番屋をつくつてそこに住んで漁業だけやると、そうしても冬が近づくといふとみな北海道に引き揚げてしまふ、こういう人も中には含めてゐるのであります。長官の御答弁では、そういうようなものも含まれておるようないふに理解されるわけですが、この点はどうなんですか。

○政府委員(山野幸吉君) 北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律のいわゆる「旧漁業権者等」という場合には、ウルップ島以北のものは入らないわけでございます。で、いわゆる四島の歯舞、色丹、国後、択捉というところに限定して申し上げますれば、これはこの北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の第二条で四項に分けてそれぞれ該当者を定めてございまして、一、の場合には、これこれによつて「昭和二十年八月十五日において漁業を営む権利を有していた個人」——漁業権を持っていた個人と、こういうことになっておりますし、それから二号では、「漁業権の貸付けを受けていた者(その者が法人である場合には、その構成員又は出資者たる個人)」、こうなっております。それから三号では、「二十年八月十五日まで引き続き六月以上北方地域に——四島に——生活の本拠を有していた者」ということでございまして、四号には、それらの配偶者とか親族等が掲げてある。この四つの場合でございまして。

○川村清一君 局長のいま御説明されたことを私承認しておるわけですが、承認しておりますから、こういうことを御質問しておるわけでございます。で、御承知のように、いま局長の御答弁の中に、北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の第二条には、「北方領土」といつたようなことは使つてないわけですね。「この法律において「北方地域」とは、歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島をいう」とはつきり限定してあるわけですね。この法律では、第二条で、北方地域とはこうだと範圍を限定してある。ところが、たゞいま御提案になつておる法律には、「北方領土」及び「北方地域」とあるから、そこで最初、「北方領土」とは何なのだ、「北方地域」とは何なのだと聞きまして、ところが、「北方領土」というのは歯舞、色丹、国後、択捉であると言つて、「その点北方地域」というのはどこなんだと言つたら、ウルップ島以北である、そして前の四島は、これはサンフランシスコ平和条約第二項C項で放棄してないのだ、あとのほうは放棄した地域である、こういうふうな御答弁があつたのですよ、いま長官は、でありますから、北方地域に生活の本拠を有している者の「北方地域」とはどこなんだといふことを、この法律では、「北方地域」といふのは、いまおつしやつた北方領土をさしているものであります。ところが、「北方領土」といふものと「北方地域」といふことを使つてゐる。「北方地域」とはどこだと言つたらウルップ島以北だと言ふから、それなら北方地域に生活の本拠を有している者のとはどういふものか。もちろん、ウルップ島以北にも本拠を有していた者もあり得るわけですが、局長御承知のように、冬季全然住めないところでございますから、ですから、夏分だけ行つて漁業をやりますけれども、冬になると北海道に引き揚げてくる、こういう生活をしてゐたわけですね。そこで、本拠を持たないけれども漁業に生活を依存していた者もこの中に入つてゐるのかといふことを私お尋ねしたわけですね。そうしたところが、局長の答弁と食い違ふので、そこで、これを

はつきりしていただかないとちよつと困るわけですね。

○国務大臣(床次徳二君) その点は、先ほど私が御説明申し上げましたのが若干不明瞭であつたと思ひます。この点は訂正したいと思ひます。

總理府の設置法におきましては「北方地域」といふものの定義が実は書いてあるのです。これに對しましては、国後、択捉、それから歯舞、色丹及び政令でもって指定する区域と内閣總理大臣の定める地域といふのがくつゝついてゐるわけですね。しかし、そのときにいろいろ問題がありましたもので、それから、まだ領土問題等明瞭ではありません。で、実はその後内閣總理大臣はその四島以外の地域を指定しておらないのであります。抽象的には、だから、ちよつと広いのかのように見られるのでありますけれども、実は四島だけでもつて分かつてゐる。特に、この旧漁業権者の場合におきましては四島だけを取り扱つておるといふ形でございまして、以北の問題につきましては、したがつて、対象になつていないといふことを明らかに申し上げます。なお、不足な点は局長からさらにそのいきさつを説明させたいと思ひます。

○政府委員(山野幸吉君) ただいま総務長官からお説明ございましたように、昭和三十四年と思ひますが、總理府設置法で北方地域といふことを所管に入れましたときに、政令で、「北方地域」とは、歯舞、色丹、国後、択捉その他、内閣總理大臣の定める地域と、こういうことに政令で書いてございまして、内閣總理大臣がその他の地域は指定しておりません。したがつて、実質的には北方地域は歯舞、色丹、国後、択捉、こういうことになつておるわけでございます。ところが、今回おそろく初めて法律上の用語として「北方領土問題」といふことばを使つたわけでございますが、この「北方領土問題」は、総務長官の御説明にもありましたが、歯舞、色丹、国後、択捉はわが國の固有の領土であつてソ連に返還を求めめる地域といふ、外交上の面からとらえたことばが「北方領土問題」といふことでございまして、それで、「そ

の他北方地域に関する諸問題」と、こういう点につきましては、總理府設置法で使つてある北方領土といふ地域をとらえて、実質的には同一でございまして、この法律の形式論としては広くなる余地になつておりますが、実質的にはこの四島でございまして、これは主として内政上の北方領土問題が片づかないために、内政上いろいろの問題が起つております。たゞいま御指摘になつたような、いろいろ引き揚げ住民の問題その他の問題がございまして、内政上処理する問題がたくさんあるわけでございます。それを總理府の所管にしたといふことから、この「北方地域に関する諸問題」といふ書き方をいたしましたわけでございます。

○川村清一君 そうしますと、最初長官の御説明されたことと内容的に非常に違つておるわけですね。それはきつめて重大な問題ですから、第一条のその解釈のしかたが、長官の解釈のしかたとそれから局長の解釈のしかたと全然違ふといふことじゃ、ちよつと困るわけですね。局長の御答弁では、「北方領土」といふその概念と「北方地域」といふ概念、法律上の用語は違ふけれども、その地域の範圍、これは同じだ。いわゆる「北方領土」も歯舞、色丹、国後、択捉の四島である。「北方地域」も歯舞、色丹、国後、択捉の四島である。それは總理府設置法できつときまつておると、こういうふうな御答弁です。しかし、さらに問題を発展していきますと、ウルップ島以北に——先ほど長官がおつしやつたのですがこれは現に若干住んでおつた人がいるのです。たとえば、ずっと北のシムシュ(占守)島あたりには人は住んでおりませんけれども、択捉の隣のウルップ島あたりには住んでおつた人がいるのです。こういう人々、それは完全に生活の本拠を持つておつたわけですね。こういう人は該當しないといふことなんですか。その「生活の本拠を有していた者」に對し「援護を行なう」といふが、これは援護の対象にはならないわけでございますか。

それからもう一つ、「北方地域に関する諸問題

の解決——領土問題の解決ということ、このことを聞いただけでもすぐわかるわけでありすが、「北方地域に関する諸問題の解決」というのは、具体的には一体どういう内容を持つておるのですか、これもひとつ御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(山野幸吉君) 前段の御質問でございますが、法律のたてまえから申しますと、これは入らないということになるわけでございます。

それから、後段の「北方地域に関する諸問題」についてという問題でございますが、これは北方地域に関する内政上の諸問題のあることは、これは川村議員十分御承知のところでございますが、こういう問題を逐一解決していくためにこの啓蒙宣傳あるいはその他調査研究を行なうということでございます。いろいろ從來も漁業権者、引き揚げ住民の保護の問題、それから、あるいは地籍の問題、戸籍の問題、その他いろいろの問題がございますが、そういう問題について十分実態を調査して啓蒙指導し、そして逐一解決していくということを言ったものでございます。

○川村清一君 われわれも理解はできるのですが、どうもいまの御答弁では、せっかくこの法律をつくつたてまえから言つてちよつと納得できないのです。ということとは、「北方地域」というのは、これはもうはつきりいままでの法律においても齒舞、色丹、国後、択捉の四島に限定されておる。しかし、實際問題として、この島以外に住んでおつたし、生活の本拠を持つておつた人がいるわけですから、この人々も今度は含むのだからと、こう思つて実は私はこの法律を見たのです。非常にやはり考え方が前進したと思つてね。ところが、もうこの四島以外に住んでおつた者、四島以外に生活の本拠を持つておつた者、これは絶対含まないのだ、いままでと同じだということであれば、新しいこういう立法措置をした趣旨からいつてちよつと納得しかねるわけですね。せっかくこういう立法に踏み切つたわけでありすが、やはりその点は長官のおつしやつたことが私

は正しいと思うのですよ、長官。これはウルツプ島以北をわが固有の領土と主張する、しないは、これはまたあとから議論しますけれども、これは別として、かりに政府が言う四島に限つたといつたしましても、現にこれは固有の領土であつたわけですから、ここに住居を有しておつた日本人がいるわけですね。そして、引き揚げてきて非常に生活困窮者もいるとするならば、この四島以外の土地に住んでおつたんだから、もうこの法律の適用はないんだ、北方協会の保護措置の対象外であるというやうなことであるならば、これは、せっかく法律をつくつたてまえから言つてちよつと納得できないわけですね。やはり、これは長官のおつしやつたやうに、やはりそういう者も含めると、こういうふうに解釈すべきではないか。また関係法律も、それで少し支障があるならば、それを改正すべきではないかと私は思ひますが、どうなんですか。

○國務大臣(床次徳二君) ただいまのお話、局長から具体的に申し上げましたものが現実の姿であります。が、なお、つけ加えて申し上げますと、これが用語の問題が、先ほど申し上げましたように、総理府設置法第三條第二号に規定する北方地域の範圍を定める政令の用語は、四島以外に総理大臣の指定するものというふうについておつて、その後総理大臣が決定してないために、四島に限られた形になっております。が、しかし、一方北のほうの問題に對しましては、現実に南方同胞援護會等におきましては千島會館の経営等をずつと行なつております。そこで、今度のこの協会におきましては、千島會館の運営というものは実は吸収するわけでありまして、したがつて、實質的には北のほうの問題も扱つておるというわけでございます。このいゝゆる旧漁業権者の法律の施行範圍につきましましては、先ほど局長から御説明申し上げた、限られたものではありますけれども、千島會館の経営というものはここでもつて行ないますために、實質的に置きましては、やはり以北の者につきましてもいろいろと援護なりそういう會館の運営等を通じまして仕事は行なう、さやうにお考へいただきたいと思ひます。

○川村清一君 法律運用につきましては、十分その点は御配慮をいただきたいと思ひます。次に進みますが、第二項の「北方地域旧漁業権者」、これの内容でございすが、これはこういうふうな解釈によろしうございすが、旧専業漁業権者、旧定置漁業権者、それから旧特別漁業権者、これを全部含むと、かやうに解釈してよろしうございすが。

○川村清一君 それでは、札幌に置く従たる事務所でございますが、ただいまのお話のように、從來北方協会の事務所があるわけでございますが、今度北方領土問題対策協会、この法律制定によつてこの協会ができた場合に、この協会の中に從來の北方協会が吸収されるわけでございますが、そうしますと、從來の北方協会のやる業務にこの業務が加わつていくわけですね。この場合に札幌市の従たる事務所というのは、北方協会のいままでの事務所とこの対策協会の事務所と別々に持つていくのか。一つの事務所のうちに二つを吸収されるのか。いわゆる業務運用の事務的な面においてどういうやうな機構になるのか御説明願ひたい。

○國務大臣(床次徳二君) ただいまのお話、局長から具体的に申し上げましたものが現実の姿であります。が、なお、つけ加えて申し上げますと、これが用語の問題が、先ほど申し上げましたように、総理府設置法第三條第二号に規定する北方地域の範圍を定める政令の用語は、四島以外に総理大臣の指定するものというふうについておつて、その後総理大臣が決定してないために、四島に限られた形になっております。が、しかし、一方北のほうの問題に對しましては、現実に南方同胞援護會等におきましては千島會館の経営等をずつと行なつております。そこで、今度のこの協会におきましては、千島會館の運営というものは実は吸収するわけでありまして、したがつて、實質的には北のほうの問題も扱つておるというわけでございます。このいゝゆる旧漁業権者の法律の施行範圍につきましましては、先ほど局長から御説明申し上げた、限られたものではありますけれども、千島會館の経営というものはここでもつて行ないますために、實質的に置きましては、やはり以北の者につきましてもいろいろと援護なりそういう會館の運営等を通じまして仕事は行なう、さやうにお考へいただきたいと思ひます。

○川村清一君 法律運用につきましては、十分その点は御配慮をいただきたいと思ひます。次に進みますが、第二項の「北方地域旧漁業権者」、これの内容でございすが、これはこういうふうな解釈によろしうございすが、旧専業漁業権者、旧定置漁業権者、それから旧特別漁業権者、これを全部含むと、かやうに解釈してよろしうございすが。

○川村清一君 それでは、札幌に置く従たる事務所でございますが、ただいまのお話のように、從來北方協会の事務所があるわけでございますが、今度北方領土問題対策協会、この法律制定によつてこの協会ができた場合に、この協会の中に從來の北方協会が吸収されるわけでございますが、そうしますと、從來の北方協会のやる業務にこの業務が加わつていくわけですね。この場合に札幌市の従たる事務所というのは、北方協会のいままでの事務所とこの対策協会の事務所と別々に持つていくのか。一つの事務所のうちに二つを吸収されるのか。いわゆる業務運用の事務的な面においてどういうやうな機構になるのか御説明願ひたい。

○政府委員(山野幸吉君) いま長官から御説明ありましたが、現在の北方協会の事務所を今度は北方領土問題対策協会の札幌事務所にするわけでございます。したがつて、形の上からは、いまの御指摘になりましたやうに、從來の北方協会の仕事に北方領土問題対策協会の新たな広報宣傳その他が加わるという形になります。が、札幌の事務所の場合は、主としてこの從來の北方協会關係の事務を主体にして運営していきたい。しかし、やはり北方領土問題対策協会との関連は當然従たる事務所でございますから、本部との連絡その他ができるやうな若干の措置はとつていく。しかし、あくまで北方協会というものを母体にしたこの新しい協会の札幌事務所にして運営していきたい。そして、いゝゆる領土問題の啓蒙宣傳、世論の啓蒙その他は主として東京で運営していくというぐあいに考へておるわけでございます。

○川村清一君 第二項の「必要の地に従たる事務所を置くことができる」とありますが、従たる事務所を置くお考えなのか。置くとするならば、これはどこへ置くお考えなのか。

○國務大臣(床次徳二君) 従たる事務所は、北海道札幌に置くつもりであります。これは、從來から北方協会がやはり札幌を中心として活動しておりました。そして、旧漁業権者に対するいろいろ援護事業を営んでおりました。それをそのまま吸

収いたしますので、やはり今後置きます新しい従たる事務所におきましても、從來どおり北方協会の仕事は継続して行なつてまいりたいと考へておるわけですね。次は第七條へ行きますが、ここに役員規定があるのです。この役員は、南方同胞援護會と對比いたしまして、どういうやうな方々の中から役

員を選任されるというようなお考えでございますか。

○国務大臣(床次徳二君) 南方同胞援護会とは別に考えておられて、なお、この協会において特に特色と考えられますのは、先ほど申し上げましたように、北方協会を吸収してまいりますので、したがって、吸収した関係を見ながら今後の新役員をつくらせてまいりたいと思っております。その人数等の取り扱い、また常勤、非常勤の区別等につきましては、政府委員からお答え申し上げます。

○政府委員(山野幸吉君) これは、会長はこの協会ができませんと、南方同胞援護会が取り扱っていただきました北方領土関係の仕事はこちらへ全部移るわけでございます。したがって、この北方領土問題対策協会の会長としてふさわしい人を新たに任命するということとなります。それから、「副会長二人」と、こうございますが、やはりこのうち一人は、従来の北方協会の運営関係にいろいろ造詣の深い方をお選びしたらということを目下検討中でございます。それから、理事は常務理事を二人置くことにいたしました。お一人は北方協会の従来の業務に非常に知識経験のある方をお願いし、一人は、主として本部の全体の北方領土問題の啓蒙宣伝その他の協会の業務運営上知識経験を持っておられる方を考えておるわけであります。いま考えておりますのは大体そういうことでございます。

○川村清一君 私は現在のこの北方協会の役員を承知しております。それは北方協会というものの業務内容がもう限定されておるので、それから、簡単に言えば、一つの金融機関みたいなもので、すから、いまの役員はそれなりに意義があるものと思えますけれども、今度はなかなか広い内容の仕事をしていかなければならない、こういう立場があります。それから、南方同胞援護会の役員をずっと見ますと、学識経験者あたりには相当広い層からお選びになつていただいております。そういうようなことを勘案してみますと、単にいままでのような、北方協会の役員を選

ぶといったような観点からではちょっともの足りないような感じがいたしますので、やっぱり南方同胞援護会の役員をお選びになつたような立場に立つて、この重大な北方問題をいろいろと解決するための業務を力強く進めていかなければならないということを考えてみるならば、相当考えられたやり方をしていただきたいものだ、こう思つて質問をしているわけであります。この点ひとつお考えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(床次徳二君) ただいまの御意見、まことにござつとも、私もさように考えております。実は南方同胞援護会を設置いたしましたときにはやや小さい形で、だんだん発展してまいりましたが、特に北方問題につきましては今後大いに充実しなければなりません。さああたり北方協会を吸収いたしますが、しかし、北方協会の仕事と比べますと著しく舞台が変わつておりますので、今回の新幹部におきましては、御意見もありましたごとく、十分にこの領土問題等を解決するにふさわしい人を会長に選んでまいりたいというふうに予定しておる次第であります。なお、現在の機構等におきましても、必ずしもこれ将来十分かどうかということにつきましては問題もあるかと思うので、今後ともこの点は十分に検討してまいりたいと思ひます。

○川村清一君 ずっと進みまして、第十九条に第一の目的を達成するため業務内容が規定されておるわけでありますが、第一条にいろいろ書かれておられますが、これらをもう少し具体的に、どういうことをなさされるのか。それから、それらの業務を行なうとするならば当然予算がこれについてこななければならぬ。それらの業務を行なうためにもどれだけの予算を持つておるのか。こういう点について御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(山野幸吉君) この業務の内容及び予算でございますが、今年度は初年度でございます。十月一日発足いたしました半年度を予定しておりますわけでございます。したがって、予算としましては半年分が千八百六十三万円でございま

す。この事業といたしましては、啓蒙宣伝費に二百萬、それから世論調査、あるいは北方領土の資料展、これは毎年やっておりますが、資料展覧会、それからあるいは生業研修費とか、北方領土の返還国民大会、これもこころ、三年毎一回やっておりますが、そういう国民大会、それからあるいは映画の製作とか、そういうことをいろいろ考えております。まあ、できますなら全国各ブロックにおいて何らかの形で北方領土問題の啓蒙宣伝等ができるように持っていきたい、かように考えております。もちろん、初年度でございますので、必ずしも十分ではございませんが、さらに今年度の半期の実行を見ました上で、明年度はひとつしっかりと予算をつくらせてまいりたい、かように考えております。

○川村清一君 この次の委員会あたりに詳しく掘り下げていろいろ質問申し上げますけれども、局長は、ここに書かれてある業務内容、こういうことは現に北海道や根室市、あるいはまたいわゆる団体ややっていることは御承知だと思ひます。そういう団体であるとか、根室市であるとか、それから北海道であるとか、こういうところがいままで従来やつてきてこのためにどれくらい金を使つておるか。これは御承知だと思ひますが、どうですか。

○政府委員(山野幸吉君) はつきりした数字はここに持つておりませんが、大体ごく概算としまして、北海道では約三千万前後ではないかと思ひます。根室市ではおそろく四、五百万程度ではないかと考えております。

○川村清一君 ひとつこの次までにこれは調べてください。きょう午後参考人が来ますから、これは根室市長も来ますし、北海道の領対本部の部長も来ますから、局長そんなことをおっしゃつても、実際に持っている方ですから、もつと数字が出てきますよ。私の持つてゐる資料では、そんなくらの額ではどうていないわけですが、

今度はそのほかはつきりお尋ねしますが、いままで国のこういうものはなかったわけですね。啓

蒙宣伝、調査、こういうことは全部北海道、根室市、あるいは団体であるいわゆる北方領土復帰期成同盟、これに對しましては国も少し補助出しておりますが、年間四百万程度。それから社団法人の千島舞踏島居住者連盟、こういうような団体がありますね。おのおの相当な事業をやつておるわけですが、こういうものを全部含めると、やはり膨大な金を使つておるわけですか。そうしますと、今後はどういうことになるのですか。いままでは北海道や根室がやつておつたりあるはこういう団体ややつておつたことを、一切この協会がやるわけですか。

○国務大臣(床次徳二君) 今回の考え方は、従来から各団体あるいは地方公共団体でもって御努力を願つておりましたが、さらに中央におきましては十分補つてまいりたいというふうに考えておりました。やはり各関係者におきましても本協会と呼びしてひとつこの問題の徹底に当たつていただきたい、かように考えておる次第であります。

○川村清一君 この業務の中には、いわゆる北方領土、北方地域の居住者の非常な願いを入れました、墓参を毎年やる——これはもつとも連政府当局の了解を得なければできないわけですが。まあ残念ながら遂に去年は実現しなかつた。おとしまではやつてゐるわけですね。そうすると、その墓参といつたような事業も、これは根室市がおもにやつておられますが、これはこの業務の中に入つておられませんけれども、こういうこともやられるのですか、この協会は。

○政府委員(山野幸吉君) 実は、従来行ないました北方墓参の経費につきましても、政府としては直接は負担をしていないのでございまして、まあ外交折衝その他は当然やりますが、この経費については国としては現在持つてきていないわけでございます。したがって、今年度墓参が実施になりましても、やはり従来の方法でやつていただかうというところに相なるかと思ひます。

○川村清一君 いや、私のお尋ねするのは、経費のことでもさうながら、そういう墓参といつたよう

な事業がこの協会がやられる事業内容に含まれるようにならないわけでございますか。従来どおりこの墓参のような事業は根室市なり北海道にまかせきりということでございますか。こういう協会がせっかくできたのは、そういうことも協会が取り扱ったらいんじゃないかと私思つて御質問をしてるわけです。

○政府委員(山野幸吉君) わかりました。この事業主体としては、この協会ができました後におきましては、協会にこの事業の実施をやらせるということも確かに考えられるのでございまして、そういう方向でひとつ検討してみたいと思ひます。

○川村清一君 北方地域における人々、特に北方領土から引き揚げた方々の一番の念願は領土復帰でございますが、しかし、領土返還というものはなかなか容易でないということもこれはまあわかつておるわけでございます。そこで領土返還までの暫定措置としてぜひ安全操業を実現してもらいたい、これが悲願でございます。したがって、北方地域の方々のそういう希望をいれてそういう事業を強力にやっていくためには、やはりこの安全操業というようなものを取り上げてこれは当然しかるべきじゃないかと思うのですが、これもこの業務の中に含まれておるのかおらないのか、この辺がわからないのですが、どうです、これは。

○政府委員(山野幸吉君) まあ、安全操業という問題は、従来からもこれは当然で国でやってまいりましたし、この協会ができましたも、安全操業を確保していく責任は国にあるわけでございますから、国のそれぞれの担当機関で実施していくというところになるかと思ひます。しかし、この協会が、安全操業を確保していく上で国の施策に即応して側面的にいろいろな面で協力申し上げるような、そういう協力のしかたに相ならうかと考えるわけでございます。

○川村清一君 一番してもらいたいことを一番強力に取り上げていただいておらない、直接的に取り上げていただけないことは残念なんです。そこ

で私はこの次までに資料を出していただきたいのですが、この十九条に「北方領土問題その他北方地域に関する諸問題について定期刊行物その他の印刷物の発行、講演会、講習会、展示会等の開催その他必要な啓蒙や宣伝を行なうこと」と、こううたっておりますが、これはどういう一体内容のことをなされるのか、たとえば展示会なんというのとは何の展示会をなされるのか、講習会というのは一体どういう講習会をなされる御計画なのか、これだけではちよつとわかりません。学校の講習会ともこれは違ひましよう。ですから、この事業のための講習会というのはどういう内容の講習会か、そういうことがわかるようにひとつ資料出していただきたい。それからまた、いろいろ質問したいと思ひます。

時間がありませんのでずっと飛びまして、第二十八条の第二項でございますが、「主務大臣は、第二十一条の規定により事業計画の認可をしようとする場合には、第十九条第一号若しくは第二号に掲げる業務又はこれに附帯する業務に関する部分について、あらかじめ、外務大臣に協議しなければならぬ」とうたつておるわけでございますが、「外務大臣に協議しなければならぬ」ということは、これはどういうことなんでしょうか。外務大臣に指示を受けるというようにあるわけでございますか。この点、御説明願ひたい。

○政府委員(山野幸吉君) 御指摘の点は、この第十九条第一号、第二号は、やはり北方領土の領土返還の問題が中心でございます。したがって、こういう政府関係機関が啓蒙宣伝その他の諸事業を行なう場合においても、やはり国の外交の配慮のもとに基調をそろえていく必要があると思ひうわけでございます。したがって、そういう面から外務大臣とよく協議をして間違ひのない領土返還の啓蒙宣伝をやっていく、こういうことでございます。

○川村清一君 私に与えられた時間がもう過ぎますので、あとの質問はこの次の委員会に残しまして、最後にお聞きしておきたいことは、この特連

局の機構と、それから、その特連局のどこがこういう北方問題を事務的に取り扱う窓口になっておるのか、これをひとつ御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(山野幸吉君) 現在、特別地域連絡局におきましては監視渡航課というのがございまして、その監視渡航課で、北方係を置きまして北方問題を担当しております。担当職員は、課長、ほか五名でございます。

○川村清一君 実は私、この北方問題を特連局のどの課が取り扱つておるのかと思ひまして、それからもう一つは、特連局にどういふ課があるのかと思ひまして電話帳を調べてみた。そしたら、特連局には総務課というのと援助業務課というのと監視渡航課というのと三つしかないんですね。そこで、その三つのうちのどれが北方問題を取り扱つておる窓口になつておるかわからないもので、それからそれを御ねしたわけですが、そこで今度は沖繩問題と比べて私聞きするのですが、沖繩の問題はどの課が取り扱つていらつしやいますか。

○政府委員(山野幸吉君) 沖繩問題は、これは御承知かと思ひますが、私の局におきましては総務課、援助業務課、援助業務課がこれは予算その他技術援助全体をやっております。総務課が総括一般をやっております。それから監視渡航課のうち、渡航関係はこれは沖繩の渡航の関係でございます。それから監視の面としまして南方同胞援護会の監視はこの監視渡航課でやっております。

いま申し上げましたように、団体としましては従来は北方協会の監視渡航課で監視をした、そのほかに、北方係を監視渡航課に五名置いて北方の関係をやってきた、こういう形になっております。

○川村清一君 いまの局長の御答弁聞いてよくわかりました。沖繩問題については総務課、それから援助業務課、監視渡航課、この三つの課が全部沖繩問題、もつとも、特別地域連絡事務局というものが沖繩問題を対象にして設立されたものであ

りましようから、これはそれでいいと思うのでございませうけれども、さて北方問題がこれだけ大きく浮かび上がつてきたときに、北方問題はそれじや特連局のどの課が取り扱つておるかというところを聞きまして監視渡航課だと言ふ。その監視渡航課のうちの渡航というのは何をやるのか。沖繩の渡航なんです。まさか北方の渡航はないわけなんです。沖繩の渡航なんです。それから監視というのとは何かというと、これはいまのお話によると南方同胞援護会の監視で、つけ足しに北方協会の監視と、こういうこと。そうしますと、もうこの特連局の中には北方問題をいろいろ事務的に取り扱つてくれる窓口というものは、つけ足しにあるだけで、監視渡航課でまあ北方係というものを四人か五人置いてやつていらつしやると、こういう局長の御答弁でございますが、これでは長官、せっかくこういう法律をつくつて、北方問題というものがいま大きく浮かび上がつてきておる。北方問題を解決するための行政的な窓口というものがあまりに狭いということ、あなた方は、口では北方問題、北方問題、北方領土、北方領土ということをおっしゃつておるけれども、腹の中では熱意を持っておらない、ちつとも。これは邪推かもしれませんが、そう思われてもいたし方がないんじゃないかと思ひうわけでございます。

と申しますのは、やっぱりこの北方問題でずいぶん現地のほうから陳情にいらつしやる方もいるわけでございますけれども、聞いてみるとどうも、どうも特連局へ行つてもあまり親切に話も聞いてくれないし、取り扱つてもくれないという批判があるわけ。そこで私お尋ねしてみたいんですが、長官、こういうことではいけないと思ひうんですね。せっかくこういう法律をつくつて、北方問題解決のために腰を据えて力を入れてやろうと、こういう政府の考え方ならば、もう少し行政の機構もそれにふさわしいものを作つていただかなければ、これは特連局は沖繩だけ——これはいいんです。これはいいんですけれども、しかし、沖繩にしたらつてもっと力を入れなきゃなりません。

七

ります。国際情勢もいろいろ変化いたしますので、さらに、この日ソ間の懸案につき一歩一歩解決をすすめて、しかもなおかつ、この最も基本的な問題の解決がなければ日ソ間の基本的な友好関係の確立という事は必ずしもいえないものであるという事をとくと先方に納得させましてこの問題の解決をはかりたいと、このように考えております。

○河口陽一君 昨年の六月に米軍チャーター機が択捉に強制着陸をさせられた事件の際、米政府は択捉をソ連領土、そういう発表をしたのでございませう。これに対し外務省当局は直ちに米政府に抗議をし、米政府から謝罪があったといわれておりますが、米政府が誤りを認めたからよいようなものでございませう。これは大きな問題を含んでいると思つてございませう。うかつにもせよ、米政府が択捉をソ連領土と間違えたことは、日本の主張に対し最も同情的な米國でさえその程度の認識しなかつたことを物語つてゐると私は考へておるのでございませう。まして、その他の國々においては推して知るべきものと存じますが、この点において政府は國際的にPRがあつたに足らない、政府は一その努力をいたしましたかといふ事は考へておる次第でございませう。まあ、ただいまの御答弁によりまして、ソ連政府の態度は一向に前進をしない、領土問題はもうすでに解決済みであるという、非常に厚い壁であるといふことは私も承知をいたしておるわけでございますが、何とか条理を尽くして主張を貫く態度を堅持していただきたいと思ひます。もちろん、交渉の戦術としては時に応じ柔軟な策をとらねばならぬこともあろうが、齒舞、色丹、国後、択捉はあくまでも日本領土であるという基本線を踏まえて安全操業やその他の解決をはかる努力を望みたいと存じます。

政府はかねがね北方領土問題に関する国民世論の喚起の必要性をうたつていますが、これまでの経緯を見れば、その努力はあまりにも少な過ぎたのではないかと存じます。ことに沖繩の場合と比較してその感を私は禁じ得ないのでございませう。もちろん、沖繩には百万近い同胞が現に居住しているのに、北方領土には一人も居住しておらないといふこともあります。また、元居住者も一万余千人で、そのほとんどが根室市周辺に居住しているため、その声が中央にはあまり届かないといふ事情もあるうし、現に沖繩は近く返還されるめどがつくというのに、北方領土は全くその当てがつかず、さらに日夜拿捕に苦しんでいるのであります。根室市の場合、いわゆる北方領土対策として昭和四十年には、これは私の調査でございませうが、三千二百万円、四十一年には三千三百八十八万円、四十二年には三千三百八十一万円を苦しむ市の予算の中から支出しているものであります。昭和四十二年の内訳を見ますれば、数字は午後市長さんからいろいろ御説明あると思ひますが、内容のこまかい点は省きますが、かようなことで、先ほど川村委員から御質問がありました墓参費についても市は多額の負担をいたしておる。あるいは拿捕船員留守家族見舞金などにも相当の見舞金を出しておる。これに対して國の補助金は一銭もなかつたのであると伝えられておるが、特に領土返還運動費などは当然國が支出すべきものではなかつたのか。幸い政府のこの北方領土問題対策法案によりまして、先行行なわれた北方領土問題連絡協議会では、地方交付税の算定基準に齒舞、色丹、国後、択捉を含めて交付する方針をきめたといわれておりますが、また、今度の新協会の発足により、全国的な規模の啓蒙宣伝を行なうことになると思ひますが、少なくとも特定の市町村に不当な負担をかぶせることのないよう、真に國民的な世論の盛り上がるよう特段の努力を望みたいのでございませう。

次に、国土地理院の地図の問題でございませうが、これまで齒舞、色丹は日本領土として載せられていたが、国後は島の半分だけ、択捉は全く載せられていなかったものでございませう。さらに、一般の地図帳あるいは地理の教科書でもこの点はきわめて不徹底だつたと思はれるのでございませう。この点において政府はあまりにもルーズではなかつたんですか。今後はどのような手段をとられるのか。私も私としては、万全の策を立てて、教育上にも日本の本土であるといふことを徹底させるのでなければ、この盛り上がりは期待するものが非常に脆弱になると存じますが、御所見を伺いたいと存じます。

○國務大臣(床次徳二君) 御指摘のごとく、北方問題に対しては政府といたしまして今日まで十分の努力をしておつたとは思ひ得ないのでございませう。しかし、幸いにいたしまして非常に世論も進んでまいりました。今回本案を提案するといふことができるようになりましたことは、これは非常な進歩だと思ひますが、しかし、この程度の段階でもって、なお今日のような予算程度で必ずしも十分だとは思へません、今後とも一そうひとつ充実してまいりまして、そうして今後の北方問題の解決のために努力したいと思つておる次第であります。

なお、今日まで御協力を願ひました地元北海道人あるいは根室市等におきましてたいへんな御負担をかけておつたのであります。十分ではございませんが、交付税等において努力してまいり、特別交付税を根室市に出しておつたことは御指摘のとおりであります。なお、北海道庁に對しましては今後十分に普通交付税の立場におきまして検討いたしまして、そうして必要な経費は國からも負担するといふふうに努力してまいりたいと思ひます。

なお、本協会の充実にまいりますならば、地元の方に御迷惑をかけておつたものにつきましても、ある程度まで本協会自身が努力できると思ひますが、しかし、できるだけひとつ地元のほうにおいても御協力を仰ぎたいと思つております。また、地図の問題につきましては、国土地理院の

ほうからも申し上げるわけですが、今日までこれが積極的に領土の面積に算入されておらなかつた。こういう点につきましては、まことにおくれておつたので、過般の各省連絡協議会におきまして、本協会の設立を要機といたしまして本年度から掲載するようにしたいと思ひます。関係の政府委員からこの点につきまして御説明申し上げます。

○説明員(村岡一男君) 国土地理院発行の地図についてお答えいたします。

国土地理院が刊行しておる地図には、いままでも、既存の資料によりまして国後、択捉の島を載せてございませう。ただ、これは全く技術的な話でございませうが、図の大きさの関係で択捉島全島を収録することができなかったものでございませう。それで、ただいま五十分の一の地図を改訂しておるのでございませう。これには収録の形式を変へまして、択捉全島が同じ縮尺で載せられるように作業を進めております。

○河口陽一君 はみ出るから削つたというような答弁では、全く私は納得がいかなぬのですが、これは日本の固有の領土で、はみ出たから削つたなんて不見識な答弁では全く残念でございます。今後それは改めるとおっしゃられるのですが、どうかそういうことのないように今後きつとやつていただきたいと思ひます。

それから、四島の元居住者の中には本籍地をこの四島に移したいという強い希望が出ておるといふことを聞いておるのですが、ところが政府は、実益がないといふことでこれを取り合つてくれないうと、これを認めない方針でおられる、こういうことでございませうが、確かに、日常生活からすれば本籍はどこにあつても支障はないことになりませうが、この四島に本籍を認めようとするれば、根室市あたりに戸籍事務所を設ける必要がある。事務的な経費は若干かさむことになると存じます。日本が領土権を主張するその強いささえをつくるためには、むしろ積極的にかかる希望にこたへるべきではないでしょうか。事務的な経費や手間が若干

かきむということでこれを放置するという考え方は、私どもとしては非常に残念に存じますし、また、こういう戸籍を事務所を設けてきちっとやっておくというところに世論も高まると私どもは考へるわけで、元島民に對しこれらの処置をとっていただくたい。現に小笠原については元島民に對し東京都に戸籍事務所を設けたという実例があるのでございすから、こういう面から見ても北方領土問題はもう投げやりになっておつたということになるわけでございまして、こういう新しい協會ができましたら、こういう事務所もひとつ設けて、そして世論の喚起に役立つように積極的な態度で臨んでもらいたいと存じますが、政府の考えをお尋ねいたします。

○政府委員(新谷正夫君) 北方領土地域に本籍を持つておられました人たちの戸籍事務を特別の事務所を設けて取り扱つたらどうかという御質問でございす。これは沖繩關係におきましては沖繩關係戸籍事務所というものができておりまして、また小笠原につきましても、それに準じまして小笠原關係戸籍事務所というものができたことは事実でございす。しかし、ここでちょっと、沖繩・小笠原關係と北方領土との關係の相違点がございす。その点を若干御説明申し上げたいと思ひます。小笠原は沖繩と同時に措置されたのでございすが、沖繩は、御承知のとおり昭和二十年の四月にニミツツの布告第一号というのが出まして、当時の日本の法令は原則的にそのまま適用する、こういうことになりました。現地におきましても、戸籍事務ももちろん従前どおり、市町村も従前どおり、こういうことになっていたのでございす。沖繩は御承知のようにアメリカの海軍が占領いたしました。小笠原も同様に米軍が占領いたしました。おそろく考え方としましては、沖繩の場合も小笠原の場合も同様であつたであらうと、こう思うのでございす。

その後昭和二十一年の一月二十九日に、御承知の行政分離の覚書が出ました。こゝではっきりと日本の行政権が及ばないことになったわけでござ

います。その後昭和二十三年に總司令部の覚書によりまして、沖繩と小笠原につきましては、戸籍事務所を設けてその事務を本土で行なうことになりまして、昭和二十三年の政令の第三百六号というのがございす。これはポツダム政令でございす。これによりまして戸籍事務を内地でとることになったのでございす。ところが、北方領土におきましては、ソ連が占領いたしましたので、そのような措置ももちろんとられておりません。現在、ソ連側はソ連の領土であると主張し、また、わがほうはもちろん日本の固有の領土であるという主張が相対立しておるわけであります。現在の北方領土地域の法的な地位はどうかということになりますと、齒舞は別といたしまして、色丹、国後、択捉、これは現在地方公共団体に属さない特別の地域でございす。こういうふうになつておるのでございす。御承知のとおり、戸籍事務は市町村にその本籍を設ける、こういうことになつておるのであります。沖繩、小笠原の場合には、米軍のあるいはアメリカ合衆國側の措置によりまして、現地に本籍があるという前提に立つてポツダム政令によつて、戸籍事務所を設けるに至つたのでありますけれども、北方地域におきましては、そのような措置がとれないわけでございす。これが第一点であります。それから、沖繩におきましては、本籍人口、終戦当時大体九十三万人ぐらゐあつたと思ひますが、そのうちの約十三万人の方が本土で生活しておられました。小笠原につきましてもかなりの人が本土に引き揚げてまいりましたが、まだ現地にも相当の人が残つた、こういう事実になつております。そういういたしますと、これらの人たちの戸籍事務をどこかで統一して正確にとつていく必要がある、こういう實際上の必要性も生まれてきたのでございす。ところが、北方領土につきましては、全員北海道なり本州に引き揚げておられます、戸籍も現にそれぞれの地域に、市町村に籍を移して日常の生活をしておられるわけであります、特段に小笠原なりあるいは沖繩と同じように措置をとらなければなら

ない必要性も乏しいというのが第二点でございす。さらにその次のもう一つの問題は、現在、北方領土におきましては、事実上ソ連側が占拠いたしております。沖繩、小笠原につきましては、降伏文書なりあるいは行政分離の覚書等によりまして、日本政府側もその法的な地位は承認した上で措置がとられたのでありますけれども、北方領土におきましてはその主張が相対立したまま今日に至つております。この事実状態を法律的に認めるという結果が出てくるのではあるまいかということが一つの問題ではないか、こういうことが考えられるわけであります。もちろん、北方領土の返還も一日も早く希望いたすのでございすけれども、少なくともその状況下において、法律上の措置をとつて事務所を設けて戸籍事務を行なうということは、見方によれば前進とも見られますが、見方によればまたこれは一歩後退とも見られるのであります。この辺非常に微妙な問題であらうと思ひます。したがいまして、北方領土地域につきまして戸籍事務所を特別に設けて戸籍事務を取り扱うというところにつきましては、かなり慎重な考慮を要するということに考へてゐる次第であります。

○河口陽一君 ただいまの御答弁を承つて、事務所を設けることが後退になるといふことは私も理解できないので、そういう事務所を設けて日本固有の領土である、返還になればこれらの希望する者は現地に復帰するのだ、こういう強い態度があつて初めて世論の支持も高まつてまいらうと思ひますが、そういう事務所を設けることが北方領土返還の要求に後退になるといふことは私もはちよつと理解できないのですが、どういふ点をとらえてそうおっしゃられるのか。

○政府委員(新谷正夫君) 先ほども申し上げましたように、先生のお考えによれば、これは前進であるといふことにならうかと思ひますが、見方によれば一歩後退といふことも考えられる、こう申し上げたわけであります。その理由は、事実上、現在ソ連が占領しておるこの事実というものは、これは客觀的事実として認めるというわけではございす。これは事実として認めるということとは当然でございす。ただ、これを法律制度として、そういう状態に置かれておるということを法律上認めてしまふということがはたしていかうか、ものであるかといふ趣旨で申し上げたのであります。ちよつと先ほど申しましたけれども、齒舞につきましては、これは御承知のとおり、現在、根室市に編入されております。したがいまして、市の一部であります以上は、これは地方公共団体になつておるわけでございす。この地域に本籍を設けることについては、もちろん差しつかえないわけであります。したがいまして、戸籍事務所を設けて戸籍事務を取り扱うかどうかということよりは、むしろ地方公共団体にするかしないかといふことのほうが根本の問題であらうということも考えられるわけであります。そういう意味におきまして、現在の事実上のそういう状態を法律制度として認めてしまふということについて、いささか私も疑問を持つておる、こういうことであります。

○河口陽一君 いろいろ問題が多い北方領土でございすから、十分ひとつ御研究願つて、一歩でも前進するように積極的にお願ひをいたしたいと存じます。

なお、最後に委員長にお願ひを申し上げますが、この法案は、北海道では非常な関心を持つておるわけでございす。どうか審議を積極的に進められて、すみやかに可決されるようお取り計らいをお願い申し上げます。

○渋谷邦彦君 欧亜局長御予定がおりになるそう、最初に伺わさしていただきます。領土問題については衆参両院を通じまして、何回となく繰り返し審議が續行されてまいりました。ただ、北方領土に関する限り、いままでの政府答弁は一貫して、ソ連の壁が厚い、こういうことに終始しております。もちろん、外交折衝の努力も重ねられ

ておられるとは思いますが、われわれとしては、日本古来の国土である、こういう観点、いままでの領土返還というものの折衝をやつてきておるわけでありませう。非常に疑問点がたくさんありますけれども、何せ相手国のあることでございませうから、なかなかそう簡単にはいかない。そこで、国際条約であるとか、いろいろな宣言であるとか協定というものがあつたわけでありませう。こうした場合がソ連国においてはどうか、ふうに一体理解され、判断されているのか。外務省における情報分析ですね。たとえば大西洋憲章、あるいはカイロ宣言、これは申すまでもなく、戦争等による暴力行為によつて奪取した領土を返還する、こういうようなことがうたわれておるわけでありませう。それ以外のことについては全然触れられていない。もしかりに国際信義というものを守るならば、当然こうしたような憲章であつて、協定であつて、宣言というものは守られてゐるはずである。そのための国連というものはあるのではありませんか、こうした問題の一貫した一つの相手国の考え方というものがあつて、外務省当局としてどのように情報分析をされて、どのように相手国は考えているのか。また、その考えに對して、今後どのようにこちらの折衝態度というものをきめていかなければならぬのか。これはむしろ外務大臣にお伺いをしなければならぬ問題であるにしても、いまそうした技術的な問題がありませうから、局長にその点をお伺いしておきたい、こう思います。

○政府委員(有田圭輔君) お答え申し上げます。ソ連の北方領土問題に対する考え方等が、特にいろいろな国際取組みに對する考え方がある、かといふたいたいまの御質問であります、これはソ連側は、一連の国際条約と言つておきまして、その中には、条約ではありませんが、いわゆるヤルタ協定というものを一つかざしてあります。これは御承知のように、連合国、アメリカの立場もそうですが、日本は当然その立場でございませう。これは第一に、日本がその直接関係国でない。ま

たそれは最終的に領土の取りきめをしたものでもない。單にその当時のヘッドステーツが約束をしたことにすぎない。しかも、アメリカ側から言へば、この約束は終戦、戦後にかけてソ連側がすでに破つておる。ソ連側が満洲においてその当初の約束と反している行為をやつたと、このようなことから、アメリカ側もそれに縛られるものではないという立場をとつておられます。あります、ソ連側は一貫してヤルタ協定というものをかざしてゐるわけではございませう。

それから、これはソ連一流の考え方でありませうが、議論の段階においていろいろと自分のほうに有利な点のみをあげて、反対のほうには目をつぶるといふこと、平和条約に関する規定についてもそうでありませう、これはいろいろ日ソ交渉の場合においても両全権の間で激しいやりとりがあつたわけでありませう。しかし要するに、先方は依然として返さないといふことで一貫してゐる。議論をしてゐるわけでありませう。したがいまし

す。また、国際情勢もいろいろと変化してまいりますので、要は、日本側の立場を堅持して、どうしても日ソの関係を基本的に改善させるために、この領土問題の解決がなければならぬんだといふことを先方によく納得させることが一つの重要なステップだと存じます。と同時に、その他の面については懸案を逐次解決していくという態度も必要かと存じます。最近ではソ連側の顯著な態度は、日本国内において北方領土問題に對しての国民運動を展開しようとする動きがあるが、これはむしろ日ソの友好関係を水とすものであるといふような立場をとつておられます。裏返して言へば、ソ連側がこの点について非常に気にしてゐるといふことが一つ言えるのではないかと存じます。したがいまし、われわれとしては、この北方領土問題というものが日本国民の悲願であるといふ立場から、引き続き強力に對ソ折衝を行なつていきたいと、このように考えてお

○洪谷邦彦君 けつこうです、局長。総務長官にお尋ねいたします。先ほどから若干問題にはなつておるんですが、今度北方協会から北方領土問題対策協会のすね、これは単なる名称の変更なのかどうか。特殊法人といふことにおいては変わりございませうね。また、そのまま事務を引き継ぐといふ先ほどの御答弁がございませう。何でこれ、このような名称を変更する必要があつたのか、また、その基本的な理由についておしやつていただきたい。

意義な援護業務を行なつてまいりましたので、これはそのまま存続いたしまして吸収するという形で持つておるわけでありませう。したが、旧北方協会の仕事にプラス全国的な返還運動の宣伝啓蒙等の事業が加つた、これは全国的な視野において行なわれるといふふうにお考えいただけければけつこうと思ひます。

○洪谷邦彦君 くだいようですけれども、法律の一部改正という、そういう方法で北方協会の内容を改めるわけにはいかなかったのですか、この点いかがでしょうか。

○國務大臣(床次徳二君) 北方協会の法律を改正して改めるということ、これは大体その基本的な立場が、先ほど申し上げましたように、中心地を移してまいりますのと、事業の中心が変わつてまいりました関係上、新しい領土対策協会という形につくつたのでありませう、その中に従来の地方協会の仕事をそのままそっくり受け入れてゐるという形でありませう。

○洪谷邦彦君 どうもあまりその設立のその性格を今回変えられたという理由が、ただ主たる運動の中心を東京に置く、それを全国的にするというだけで、これ全部変えなくちやならぬのかといふまだ若干の疑問は残りますけれども、先に進めてまいりたいと思ひます。

それから、目的の中に、先ほど特選局長はしきりに宣伝啓蒙のほうに重点を置かれた御説明がございませう。私はむしろその反対で、居住者に対する援護の方法ですね、まあ、これもいままで何回か繰り返して行なわれてまいつたわけではございませうけれども、この冒頭の趣意書にございませう、いままで特に生活困窮者等を含めてのことであつたと思ひますが、政府は見舞金として十億円という金を出してゐるわけですね。ただし、見舞金だけでは今後の産業といふことはおぼつかないことは言うまでもありませんので、今後この居住者に対する援護といふものが、融資の関係等をはじめとしていろいろな問題があると思ひます。具体的にどういふふうなところ

イントを置かれてこれから強力に推進されようとしておられるのか、まずその根本的な問題をお示しただきたい。

○政府委員(山野幸吉君) この北方協会が今後どういう方向に重点を置いて援護事務を行なっていくかという御指摘でございますが、その御参考におし上げますけれども、この北方協会は三十六年十二月にできました以来、昭和四十三年度末の見込みでございますが、一つは、事業資金として引き揚げ者に対して漁業、農業、林業等の事業資金の貸し付けを現在まで三億六千九百万円となっております。それから生活資金、更生資金、住宅資金、児童生徒の就学資金等、生活資金の貸し付けを二億二千一百万円、合計で六億七千三百万円の貸し付けの実績を持っております。これはいまお話がありましたように、十億円の資金から来ますこの金利を運用しての事業であります。それで今後とも私はこれは十分、従来からこの事業を推進してきまして北方協会の方針でございますが、今後とも札幌に支所をつくりまして、よく引き揚げ島民の意見を聞きながら、地元の要請にこたえて、大体方向としては、こういう資金の確保がまず第一番でございます。大体十億円をもちまして明年度も大体一億三千万程度の融資資金を確保いたしまして、そうしてこのような重点的な資金貸し付けを行なうてまいりたいというぐあいに考えておるわけでございます。

○渋谷邦彦君 先ほどたしか十分はまだ資金ではないと、こういうお話でございましたね。しかし、この問題が出てからもう非常に久しい時間が流れているわけですね。沖縄問題の陰にかくれて北方問題というところとかく忘れられがちである、こういうところにも政府の怠慢さというものがあらためてクローズアップされるわけでありまして、いままでも要望書なり陳情書が政府に出されているはずだと思いませんか。たとえば北方協会であるとか、あるいは北方領土復帰期成同盟ですか、ある

いは千島歯舞群島の居住者連盟と、こういうような団体から連名でもって要望書が出されている。その要望書の中に一番困っている内容が並べられているんですね。その中に、いま私が指摘した資金の問題があるんですよ。そうすると、はたしてこの協会ができることによって充足されるものであるかどうかというその見通しはどうなんですか。せっかくそういうものができても、形骸化されたら何にもならないということに非常に私は心配するわけですよ。そうした今後の、いままじと金額の内容をおおげにならしたものの貸し付け条件はどうなっているのか、これもあわせて将来の一つのビジョンと申しますか、総理府としてあるいは特選局として考えていらっしゃるそういう方向というものは、どういう方向にいま向いて積極的に進められているのか。

○政府委員(山野幸吉君) 確かに御指摘いただきましたように、各協会、団体等から要望のありまするうちに、引き揚げ者に対する貸し付け業務と拡充してくれという要望が共通して陳情されておるわけでございます。そのような事情もございまして、実は当初からこの貸し付け資金の拡大について私も努力してまいりました結果、現在一億三千万という事業費、そのほかに管理費が二千五、六百万かかるわけでございますが、したがって、一億五千六百万程度の全体の資金が運用できるわけでございます。これは十億円のうちの一億円を買い戻し条件付きで譲渡をいたしまして資金をつくりまして、そしてこういう資金のワークを生み出したわけでございまして、地元のほうの御意見を明年度につきましてもいろいろ話を聞いておりますが、大体実質的な事業費が一億三千万あればどうにかまかなっていただけるという状態でございます。

資金の金利等につきましては、これは事業ごとに、貸し付け対象ごとにこまかく分かれておりますが、生活資金が、大体三分、それから事業資金が五分程度でございます。それから、償還期間につきましても、長いものにつきましては十年、こ

く短期的なものは一年になっております。そういうことで、それぞれの貸し付け事業ごとにこまかく分かれております。いづれにいたしまして、確かにこの引き揚げ者の援護のための措置として、今後私も十分ひとつ地元の意見を極力反映できるように改善もし、それから必要な資金を確保していくために今後努力してまいりたい、かように考えております。

○渋谷邦彦君 貸し付けにあたりまして、ついですから申し上げておきたいわけでございますが、従来ややもすると、国民金融公庫であるとか中小企業金融公庫ですか、非常に貸し出し条件がむずかしいんですね。お金に貸し出し条件がは入らない、もうお金がいかげん要らなくなつてから入ってくるというみたいな仕組みは、きわめて政治が冷やかであるという例証になるわけでありまして、まさか、そういうものとは性格も違うのでありますので、要するに、受け付けられてから貸し付けられるまでのその処理状況というものはきわめて迅速に行なわれているのでございましょうか。

○政府委員(山野幸吉君) 実は、従来の北方協会の取り扱い銀行としましては信用金庫等それから組合等でございますが、少なくともいま御指摘いただいたような意味の、非常に貸し付けがはやくて困るとか、事務がきわめて煩瑣で困るとかという御批判は、私はただいまのところ承知をいたしているものでございまして、おおむね順調に融資されているものと考えております。

○渋谷邦彦君 時間ありませんので、きわめて断片的な質問になるんですけども、この役員の任命にあたっては、主務大臣の内閣総理大臣もしくは農林大臣というふうにごさいます。そうすると、一体総理府はどういう仕事をなさるのか。提案者は総理府ですね。

○国務大臣(床次徳二君) 主務大臣が内閣総理大臣とそれから農林大臣でございますが、内閣総理府の長という立場に立つて内閣総理大臣が主務

大臣になっておる次第で、もちろん総理府総務長官を中心といたしまして実際の仕事をいたしております。

○渋谷邦彦君 そこで、こういう場合にしばしば私たちが危惧をすることは、セクトが非常に分かれるということが、実際の業務を運営する場合において、お役所のほうはいいとしても、実際のいんな問題をかかえている人がいろいろ陳情に来たり、要望に来たり、相談に来たりする場合、あつちへ行け、こっちへ行けということに必ずなるんですね。大臣は、全然そんなことは考えられないと、あるいはできるだけ善処しますと、あるいは十分検討しますとということに終わってしまうんですけれども、実際そういう立場にある人がどれほど困っているかということ、こういうセクトが分かれることによって非常に問題をばらばら場合が多いということ、それは漁業関係や何かといういんな多岐にわたるために総理府及び農林関係というふうに限定されたんだらうと思えますけれども、どうですか、そういう問題で今後そういうような役所の取り扱いがそういう引き揚げ者の方に誤解を与えたり、あるいは必要外の不安を与えたりするような、そういう気づかいがございせんか。

○国務大臣(床次徳二君) これは総理府でもって所管いたしますものが全体に通ずる実問題であります。各省の連絡調整という意味におきまして総理府が扱っておりますが、特に北方問題につきましては、沖縄と同じく総理府が主務になつております。したがって、総理府といたしましては、今後、窓口が小さくはございまして、できるだけ各省に対して、関連いたします問題につきましては連絡をとって円満に事務を遂行してまいりたいと思っております。

○渋谷邦彦君 これは総理府に直接関係はない問題ですけれども、御考慮いただきたいと思つて発言するんですけども、これはむしろ海上保安庁に属する問題です。実はあの近海を巡視しております警備艇でございまして、たつた一隻だというふ

うに私記憶があるんですけども、そのために四六時中、たいへんな業務でもって十分な任務が遂行できない。拿捕船のもらい下げから始まって、沿岸警備あるいは取り締まりですか、それから海難救助と多岐にわたるわけですね。こうした面につきまして、まだまだやはり不備な点が多過ぎやしないか、具体的にそうしたような問題が現実には起こっている。あるいはこれはたしか昭和四十二年の事件だったと思いますが、その後どう変わっているかわかりませんが、それでも御存じであれば御答弁いただきたいと思っております。もし主管官庁が違ふということであるならば、これは長官からあるいは閣僚会議のときにでもそれをお出しいただきまして善処していただきたいのです。この問題は、巡視船一隻でもってあの広い海域を、これだけの業務をすべてやらせること自体がこれは非常に問題ではないか、こう思いますけれども、この点いかがでございますか。

○国務大臣(床次徳二君) 直接私はよく存じませんが、いま聞きますところによると、大小二隻持つておるようであります。しかし、御要望の点につきましては十分に努力、連絡いたしまして御趣旨を伝えたいと思いますが、私どもはこれらの連絡のために各省の連絡会議を持つております。そうして北方問題という立場に立ちまわっているのと折衝をいたしておりますので、御趣旨をよく伝えたいと思っております。

○渋谷邦彦君 お伝えになるときに、せいぜい大小二隻なんというのを言わないで、少なくとも三隻以上は大きな艦艇でもって配置してもらいたいものだ。海難救助一つ考えてみましても、これはとても手が足りませんよ、実際問題として。この点は十分ひとつ御配慮いただきたい、こう思います。

それから水産庁、来ておられますか。——いままでの拿捕船については、非常に問題が多過ぎるわけでございますけれども、たしか昭和四十二年——私のほうは古い資料しかございませんので、そ

の時点で申し上げますが——拿捕された人がすでに一万八千人、もう二万人近くなっていると思うのです。船舶にいたしますと千数百隻以上、帰ってきたものもあれば帰らないものがほとんど多い。こういうことで、まあこの捕獲等の問題については当然相手側がソ連でありますから、先ほど来から申し上げておりますように、損害賠償はソ連政府に対して行なわれるのがこれは常識だろうと思っております。けれども、平和条約が結ばれてない現段階としては、そうしたこともできない。まあ留保されているかっこうである。このように了解しているわけでありまして、しかし、その留保はいつころでありますけれども、その間、先ほどの引き揚げ漁民に対する今後の出漁というものを考えてみた場合に、先ほどの問題と関連しまして、これら漁船あるいは実際に拿捕された人に対する損害賠償というものについては、将来とも政府としてはこの補償については暫定措置として——暫定でいいと思うのです——暫定措置としても行ない得ないものなのかどうなのか。きょうは長官においでいただければよかったのでありますけれども、いろいろな技術的な問題についてはむしろ部長さんからお伺いしたほうがよろしいと思っております。その点についてまず最初にお伺いしておきたいと思っております。

○説明員(安福数夫君) ただいまの御質問の中で、御指摘のとおり、一応ソ連政府に対して損害賠償を請求すべきである、こういう立場に法律上あるわけでありまして、したがって、交外ルートを通じまして、事件があった場合に、そのつど、私どもとしてはそういう損害賠償の請求は留保している、こういう事情でございます。御指摘の点は、あるいは韓国との関係の際に、政府として四十億円の一応そういうものに対する措置をいたした経緯があるわけでありまして、これはそれまで外交ルートを通じて韓国政府に対する交渉に対して留保をしておりましたが、日韓の国交正常化をいたした場合に、大乗的な見地から、お互いに請求権のものを相殺したという経緯があるわけでございます。そういう角度から、それに

対して政府として特別交付金的な見舞い金を組んだ、こういう経緯でございます。それと現在の対ソ連の抑留の問題、そういう関係におきまして、現段階においては政府としてこれに対する交付金的なものを組む、こういうふうには考えられない、こういうふうには考えております。ただ、拿捕されました方々についてはいろいろな被害があるわけでございます。あるいは生業がそのために壊滅的な打撃をこうむる、こういうことがございまして、したがって、われわれの立場としても行政的にそれがてこ入れができるあらゆる方法を講じております。たとえば漁船の特別保険制度であるとか、あるいは漁船員に対する給与保険とか、そういう形で、できるだけのてこ入れと申しますが、行政的なそういう立場で、そのほかいろいろな交付金なり見舞い金というものをそのつど出す、こういうふうな形でそれをサポートしている、こういう実情でございます。

○渋谷邦彦君 そこで、いままでの損害額、これは水産庁としても統計をおとりになつていらつしやうと思っておりますが、いまそこにお手元に資料がなければいけません。大体総額はどのくらい金額ののぼるのかということが一点。それから第二点目は、自動車に強制賠償保険がつけられておると同じように、そうした特殊な地域に対する船舶の運輸については国として強制的に船舶保険をつけさせるような、そういう考え方を持っていないのかどうか、この二点。

○説明員(安福数夫君) 全体の損害がどのくらいになつておるかという資料は現在手元にございせん。数字的に、現在のところ、全然その持ち合わせがないのでございまして、それにつきましてもまだ後ほど検討いたしまして、もしそれが出れば何か御報告、連絡いたします。

○渋谷邦彦君 あとで教えてください。○説明員(安福数夫君) それから、強制加入にしたらどうかという問題でございますけれども、これは入ります船主でありますとか、あるいは船員についても、かなりの負担がかかってまいりま

す。われわれとしましては、できるだけそういった人たちの加入ということについて努力もしております。啓蒙もしております。したがって、そういう点についてはかなりの認識は関係漁民の間には持たれておるはずでございます。そういう現在の加入のような方式で、いまのところ、大抵いいのじやないかと、こういうふうに考えております。また、それを強制加入のそういう形にまで踏み切るかというふうには検討いたしていないわけでありまして。

○渋谷邦彦君 やはりその種の問題については、これは私としての希望意見でございますけれども、むしろかといふのは、おそらく保険料が非常に高くなる、零細漁民であるがゆえに保険料が払えないという、そういういろいろなからみが出てきて、おっしゃるような答弁になるのだから私は思うのですが、もし保険料が非常に高い、こういうことであつて、いまおそろく任意保険の形をとつておると思うのです、それならば、何か政府のほうでもって一時的にも貸し付ける。なぜそのような措置をとらなければならぬかは、私が言うまでもなく、あまりにリスクが多過ぎる。あの地域が今後保障されるという見通しは何もない。そのために、零細漁民でありますから、どうしても換業しなければ食えない。こういう問題が前面にあるわけですね。そうすると、危険をおかしてまでとにかく出漁しなければならぬ。こういうことをいままで戦後二十四年間にわたつて繰り返されてきている。あまりに見るに忍びないというふうな見地から、私がいま申し上げたような方向が、当局として積極的に考えられる用意はないのかどうかというのを尋ねたわけでございます。また、まだ検討の段階であるならば検討の段階、全然考えていなければいけない。いまの御答弁では、いまの方向が一番よろしいのではないかと、こういう結論であつたように思ふのですけれども、どうもそれだけでは私は不安が残るような気がするのです。ですから、そのことをあえて申し添えておきたいと思ひます。いずれにして

も、限られた時間をちよつと超過しておりますので、まだまだこまかい問題を具体的にお聞きしたかったのでありますけれども、次回に留保させて頂き、私の質問終わります。

○委員長(山本茂一郎君) 本案に対する午前中の質疑は、この程度にいたします。

先ほどの、沖繩における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法案について、政府説明のうち、加藤参事官の補足説明が、委員の皆さんに配付されております資料と食い違っておる部分がある点について川村委員から発言がありましたので、私から、加藤参事官の説明が政府側の説明である旨説明いたしました。この際、先ほどの説明について政府から発言を求められておりますので、これを許します。

加藤参事官。

○政府委員(加藤泰守君) 先ほどの私からの補足説明の内容が、お配りしておきました参考資料と異なる部分がございましたが、口頭説明いたしましたものと同内容のものを印刷してあらためて配付いたします。それによりまして御検討をお願いいたします。

なお、この際、委員の皆さま方へ御迷惑をおかけいたしましたことをおわびいたします。

○委員長(山本茂一郎君) 速記中止。

〔速記中止〕

○委員長(山本茂一郎君) 速記開始。

午後一時十分ま休憩いたします。

午後零時四十二分休憩

午後一時二十一分開会

○委員長(山本茂一郎君) 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

北方領土問題対策協会法案を議題といたします。

この際、参考人に一言ごあいさつを申し上げます。参考人各位には、お忙しい日程の中、遠路御出

席をいただき、まことにありがとうございます。

本日は、北方領土問題対策協会法案にあわせて北方の諸問題につきまして御意見を述べさせていただきます。本特別委員会の審査の参考をいたしたいと存じます。何とぞ忌憚のない御意見を述べさせていただきますようお願いいたします。

議事の順序をいたしまして、最初に各参考人から一人二十分程度ずつ御意見を述べさせていただきます。そのあと委員の質疑にお答えをお願いいたしますと存じますので、よろしくお願いいたします。また、御発言の順序等につきましては、私のほうから順次指名させていただきます。

まず、守屋参考人をお願いいたします。

○参考人(守屋治君) お呼びをいただきました。北海道からは参りました北海道領土復興北方漁業対策本部長の守屋でございます。

諸先生におかれましては、国政いよいよ御多端の御りからますます御健勝に国務に御精励を賜わります。特に北方領土問題審議のために本特別委員会を御設置いただきました。さらには、本日、沖繩及び北方問題に関する特別委員会が開催されるにあたりまして、現地北海道の意見を申し上げる機会をお与えくださいましたことに對しまして、五百万道民心から厚くお礼を申し上げます。第でございます。

さて、このたび北海道民多年の懸案であり、御要望申し上げてまいりました北方領土問題解決促進のための特殊法人を設立し、北方領土の早期復帰の実現をはかるとともに、北方領土問題未解決に伴う北方問題の解決の御推進を賜りますことは、これはひとり引き揚げ島民ばかりでなく北海道民が二十数年にわたりまして叫び続けてまいりました心からの願いに對しに、わかに光明が点ぜられたような思いがいたしました。感激おぐあたわなところでございます。

北方領土問題に關しましては、せっかくの機会でございますので申し上げたい点が非常に多くございまして、時間の制約等もございまして、二、三の点にしばって申し上げます。

い、このように存するわけでございます。

私はこれからの陳述に先立ちまして、ごく最近の事例の一、二を申し上げます。御参考にお供したいと、このように存するわけでございます。

昨年七月十一日のことでございます。根室市汐見町天満谷光雄、四十五才が色丹島穴酒の病院で自殺をした件でございます。天満谷はカニ漁船第七永連丸に通信士として乗船しておった乗組員でございます。六月七日に拿捕されまして、後七月九日に盲腸炎のために手術をいたしましたわけでございますが、七月十一日の夕方のことでございます。当時盲腸の状況は非常に悪い状態になって、ほとんど回復の状態になっておったということでございます。夕方、一緒に入っております連の兵隊が三名外出をしておるほんの数分の間に、首つりをして自殺をしたということでございます。越えてちょうど二週間くらいたちましてから、七月二十五日に巡視船「ゆりばり」でその遺体の引き取りをしたわけでございますが、この遺体が道から腹のところに付けて解剖したあとが、あつて、それを包帯で厳重に包んであつたそうでございます。それが、この遺体を迎えたところの妻は、私の夫は決して自殺をするような人ではありませんが、あんなに子供の成長を樂しみにして、二十歳の長女は、首や体に生活反応が出ているところの長女は、首や体に生活反応が出ているからといってどうして縊死したと云うことが言えるでしょうか、首を絞めても生活反応は出るんではないでしょうか、こうした場合、疑問がいま根室の浜辺には満ちあふれております。

また、あるいは御承知かとも思いますが、数年前に、病院で自殺をしたという漁夫が一年たつたあとにミイラとなって引き取られたといったようなこともございます。また、昨年の十二月十一日のことでございますが、ちよつと長くなりますので、異質の例を申し上げます。

次に、暮れも押し詰まった十二月十九日のことでございますが、色丹島で釈放された第五幸宝丸の事件でございます。これは山下一郎という

五十八歳になる船長の乗つておった船でございますが、そのほか一名の者が帰つてきました。甲板員である金子喜一郎、四十四歳は抑留されたまま帰つてまいりませんでした。そのいきさつは、実は船長が、自分は老齢だし、しかも自分たちがそういうような責任者であるということがわかつたら抑留されるので、君がかわつて抑留されてくれないかと、こう口説き落とされまして、本人は向こうの地に残つたわけでございます。他の者は釈放されて、家族を迎えましたが、妻は、私や大きい子供たちは納得いたしました。が、しかし、小さい子供、六つの子供がおりますが、この子供は、お父さん、いつ帰ってくるのか、お正月には一緒に楽しくお正月をしようとなんかに言っていたのに、こういったような状態で、家族じゅうが泣き泣き泣いてるというたようなこともございます。

また、ごく最近のことでございますが、択捉島にいました藻取の村長の岩田末吉という人のことでございますが、岩田末吉さんは大正十二年五月に島に渡つたわけでございますが、その後岩田さんは昭和二十二年の十月二日に強制引き揚げによつて帰つてまいりました。このとき岩田さんは自分の兄の遺骨を胸に抱き、背中に村民の戸籍台帳だけを背負つて帰つてまいりました。私どもが訪れましたときにも、岩田さんは、自分たちの村民を無国籍、無籍者にはしたくはなかつたんだ。だから財産一つも特たず帰つてきました。そう言つてことばがとぎれるほどの状態でございました。この岩田さんが二月の初旬になつたんですが、なくなるときのことばに、早く村民を島に帰したいな、こう言つて息を引き取つたということとを私も聞きまして、何か、引き揚げの島民の方たちが墓標をかついで生活をしていて、こういったような感に迫られてるわけでございます。

こうしたことは実は北海道や北方の海域におきましては、非常に多くの人道的事件が発生しているわけでございますが、おそらくこういったよう

なことは全国的にも報道されませんし、また、諸先生方のお耳にも達していませんところではなからうかと、このように思っています。本領土が、そして北海道の一部が分断されているために、こうしたような事象が次々と起こっているわけではあります。これらの問題を背景にいたしまして、北方領土問題の解決についてどうぞ先生方の御審議をよろしくお願い申し上げます。

そこで私は最初に、北方地域に対する統治権と国内行政措置に対する統一見解について特に申し上げたいと存じます。

わが国の領土であるところの歯舞、色丹、国後、択捉につきましては、わが国の統治権はありますが、事実上ソ連が占拠していることによりまして行政権の行使が妨げられている地域でございます。昭和四十三年一月一日、根室市が歯舞群島の地番を改正するにあたりまして政府の見解に示されましたように、わが国の主権が及んでいるので地番の改正は合法である。また、本年度から国土地理院発行の地図表記上の明示や、都道府県市区町村別面積調へに取り上げられ、また、北海道の面積に算入されるようになったわけでございますが、こうして国内の行政措置がそれぞれお進めいただいていることにつきましては、北海道民ひとしく感謝を申し上げている点でございます。しかし、昭和四十二年八月二十八日から三十一日まで、ちょうど戦後二十二年目でございますが、参議院沖繩等特別委員会から初めて第一回の調査団が派遣されたわけでございます。北海道五百万道民は、まず諸先生方においでいただく、このことに非常に感謝をしたわけでございます。さらに諸懸案事項の解決を促進すること、華党一致をもつて復帰運動を進めようというところについてのかたいお約束をそれはその当時いただいたわけでございます。当時、新聞紙上にこのことが一斉に掲げられまして、北方領土問題の解決が非常に早く進むんだという大きな期待に北海道民は胸をふくらませたわけでございます。また、八月三十日

に、巡視船「ゆうばり」によりまして北方海域の視察をされたわけでございますが、先生方の目前でわが国の漁船がソ連監視船のために臨検にあうといったような事態が起こったわけでございます。また、続いておいでいただきました衆議院の調査団の諸先生方の北方海域御視察中に、巡視船上空をソ連の飛行機が飛行するという事態がございまして、北方領土問題のきびしさを身をもって御体験されたわけでございます。それからすでに二年たちました。国内の行政措置に対する方針は、私も北海道側から見ると、まことに恐縮な言い分でございますが、どうもまことに恐縮な言い分でございますが、どうも思っています。統一されていなければならぬ、基本的な方針に一貫性を欠くうらみがあると、このように思うわけでございます。すなわち、一、二の例をあげますならば、かねて島民から強い要望があり、さきに根室市花咲小泉秀吉外から提出されました色丹島への転籍届は受理すべきではない」との法務省回答が寄せられたのでございます。もしこれが、「北方地域については、日本領土とされているが日本の統治権が及んでいない」との御見解に基づくものでありますならば、わが国の主張をみずから放棄するものとなり、問題視されなければならぬのではなからうか、こう思うものであります。

また、この地域における不動産登記事務の再開にあたりまして、立ち入りの調査であるとか、あるいは分筆であるとか、現在の台帳の保存状態、あるいは戸籍簿との関連におけるところの相続権者など、困難を伴うところの問題はあるにいたしまして、解決策の明示を早急にすべきであり、戦後二十五年になんとして放置せらるべきものではないと、私もこのように考えるわけでございます。

地図につきましても、地図上に国境線を明示することを避けるとの回答でございますが、これは領海問題などのためにそのような措置をとられるというところでございますけれども、地図上に国境

線を明示したからといって、領海上不利益な結果を招来するものとは私どもは思わないわけでございます。また、むしろ国益上これを明示することが各国におけるところの事情ではないかと思えますし、学校の教育あるいはまた国民理解の上からも急を要する問題ではなからうかと、このように思っています。

さらに、歯舞群島の呼称等につきましても、従来、水路国であるとかあるいは海国などでは、歯舞諸島、水晶諸島とも呼びまして、土地の人は瑠璃諸島などと呼んでおったわけでございます。

あるいは、ときとしましては色丹島とともに色丹列島とも呼ばれたこともございます。しかし、昭和二十一年——一九四六年一月二十九日の連合国最高司令部覚書によりまして政治上、行政上、日本本土から分離されるにあたりまして「歯舞群島」の呼称が用いられ、自來この呼称を用いておるわけでございます。また、北方地域に關係するところの現行法令は約四十ございまして、これらはすべて「歯舞群島」の名称を使っているわけでございます。しかしながら、国土地理院発行の地図上の表記におきましては「齒舞諸島」とされているわけでございます。したがって、文部省の検定済み教科書やあるいは地理図等におきましても「齒舞諸島」として用いられているわけでございます。このことは、上記法令はもちろんでございますが、同じく文部省所管にかかわるところの關係法令であります文部省組織令、教育職員免許法、教育職員免許法施行規則には「齒舞群島」と用いているわけでございます。すなわち、学校教育と社会教育、児童生徒の学習指導と教育職員關係法令等との矛盾が指摘されるわけでございます。

そこで、結論を申し上げますならば、わが国の領土であり、わが国の統治権を主張する以上、日本国領土としての主張を施政対象の面から見ても明確にすることが必要であると、かように思うわけでございます。したがって、検疫、出入国、関税など、国内の秩序あるいは防疫など、何らかの規制を要するものにつきましては別でございますが、これらを除きまして、国内行政措置として実施可能なものはすべて国内法を及ぼし整備するとの基本的見解をぜひおとりいただきますことを強く要望するものでございます。これらのことは、内政面における国内行政措置として一貫した整備がなされるばかりでなく、日本領土としての対外的対抗措置として国益を守る最大の要件である、かように思っています。

次に、北方領土復帰に対する国民世論の統一という点について申し述べさせていただきます。申すまでもなく、日ソ間における北方領土問題解決のためには、統一された国民世論の高揚を背景とする強力なる政府の外交交渉にまつほかはないと、私もかたく信じておるものでございます。

従来、北方領土につきましては、南方に比し国民の関心がきわめて低調であり、その運動もローカルな北海道的範囲を脱し得なかったものでございます。それと申しますのも、従来、北方領土に關しましては国民に周知されてないといったようなことでございます。そのため、その範囲や問題点などにつきましても理解、認識が浅く、また、運動する団体も、引き揚げ島民や北海道にある領土復帰団体並びに北海道庁や根室市など、主として民間団体や地方自治体の善意と努力にゆだねられていたわけでございます。沖繩につきましましては、戦後二十三年目——昨年初めて主席公選の実現を見たのでありますが、これに對しては、きわめておそきに失したとの声を聞くわけでございます。さらに、沖繩に對しましては歴代の外務大臣あるいは総務長官の恒例の視察がございまして、さらには総理の視察が行なわれたわけでございます。しかし、北方領土については実態はいかになっておったでございましょうか。同じく二十三年目の昨年、初めて総務長官の御視察をいただいたわけでございます。このことに對しまして、島民はもちろん、北海道民はあげて感激をしたのであります。あまりにも私は格差があると、この

ように考えるわけでございます。また、昨年来、要路の方々は「沖繩の次は北方領土」という発言をし、しばしばされるわけがあります。私も、こうした発想に対しては、悲しみよりもむしろ憤りの心を表明せざるを得ないわけでございます。沖繩も竹島も北方領土も、失地の回復は同列であるべきだと、このように考えているわけでございます。どの指も切れれば血が出てひどく痛むはずでございます。私も、北方領土の地位は沖繩よりもむしろ高いものであるという理解をしているものでございます。したがって、方法、時期など、技術的な関係は別として、沖繩と「沖繩とともに」という発想でお取り上げをいたさうに切にお願いを申し上げます。領土を軽んじた民族の衰亡は世界歴史の明らかなところでございます。たとえ一片の岩石、一個の土くれでありましても、領土はその民族生成の歴史の象徴として、国家遺産として守らなければならぬと考えるものでございます。まして北方領土は日本離島のうち至近の距離にあり、貝殻島はわずかに三千七百メートルでございます。水晶島が七キロメートル、国後島におきましてもわずかに十六キロよりでございます。これほど近い島々は国内いずれの地域にもないことでございます。また、その広ばうは日本五大離島のうち第一位と第二位とを占めているのでございます。さらに資源の豊富なことは、千二百二十三キロメートルという長大なる海岸線の延長とともに、随一の地域であることはすでに周知されているところでございます。

このたびの特殊法人の設置は、国民世論の結果の成否を断ずるものと私もはたかく信じ、せっかく御設置をいただく本協会がその責務を完全に果たし、北方領土復帰の早期実現を期することが最も必要であり、かつ、急を要する統一された国民世論の結集への国内体制の整備が必要であると、このように思うわけでございます。そのために何よりも強く要請されますことは、北方領土復帰に

対する範囲や返還要求の方法など、各政党間の意思統一をぜひ早急にお願したいというのが北海道民の切望でございます。国民世論を代表し、国民の師表と仰がれ、最高の指導地位にあられる諸先生方の意思の統一がなくては、どうして国民にその最大公約数を求めることができませんようか。領土の問題につきましても、政党の政策から願わくは超党派的な国策へと止揚されまして、小異を捨てて大同につき、国民の向かうべき方向をお示しただくことが、日本歴史に断層をつくらないためにきわめて重要かつ決定的要素であると思ひます。北海道民あげて切望しておりますことをここに申し上げて、あえて率直にお願いを申すわけでございます。たまたま本年秋には、第二回日ソ定期協議にグロムイコ・ソ連外相の来日が予定されております。また、いたずらに国論の分裂から、外侮を受けなくてはならないと思ひます。十三年来、最近の漁業交渉等に見ると、領土問題の未解決がネックになっていると思われるような日ソ間の懸案を抜本的に解決することが必要ではなからうかと、こう思うわけでございます。申すまでもなく、国際民主主義の時代におきましては民族の世論は武力にもまさるといわれているのであります。もう時間は私は急を要求しているものと、このように思うわけでございます。本法案をスタートさせるにあたりまして、諸先生方の御英知が国の運命を左右することに思ひをいたされまして、ぜひ本特別委員会の御決断をお願いいたしますものであります。

以上私の意見を申し上げまして、御拝聴を心から感謝申し上げます。

○委員長(山本茂一郎君) 次に、横田参考人をお願いいたします。

○参考人(横田俊夫君) 北海道の根室市長でございます。横田俊夫と申します。どうかお見知りおきの上、よろしく御指導のほどをお願い申し上げます。

今回、根室市民が熱望しておりました北方領土

問題対策協会法案が御提案になりました。こうして御審議をわすれず申すことは、私どもにとりまして何よりも喜びでございます。私は、先ほどから守屋さんから北方領土の法的地位その他につきまして詳しくお話がございましたから、重複することを避けまして、現地における根室市民が現存することのためにどのように困っておるか、そのうしてまた、どのようなことを先生方にお願ひをしておるか、そういう観点に立つて、これから暫時申し上げたいと思ひます。

その前に、根室市は、実は日本じゅうがあらめたと言つてはたいへんことばが悪うございますが、北方領土問題を気がつかない終戦の年の昭和二十年の十二月から領土返還の運動をやっておるわけでございます。そこで、その経過等について若干申し上げてみたいと思ひます。

実はこれらの島々は、引き揚げてこられました漁民の方々はもちろんでございますけれども、根室の市民にとりましても、私どもの故郷であり、しかも生活の場である。しかも、その開拓というものは、われわれ根室市民がやったのだ。御承知のように、いまだかつて他国人が一回も住んだことがない、日本人以外の者が全然住んだことのないという島でございます。昭和二十年敗戦のあとでソ連の兵隊がこれらの島々を占領いたしましたときに、これは明らかに間違ひである。これはボツダム宣言、あるいはカイロ宣言に言うところの、日本が暴力あるいは貪慾で奪取した島ではないのだ、だからこの占領というのは明らかに間違ひだということから、ことばをかんて言え、これらの島々は北海道の附属島嶼であるのだ、こういうことから実は当時政府におきましてもまだお気づきにならぬようございましたけれども、根室市民が運動を始めたわけでございます。このことは、その当時引き揚げてこられた方々の話を聞いても、これは私はその当時ソ連も知っておられたのではないと思はれる節がある。と申しますのは、かつて衆議院でもこの話が出たようでございますけれども、ソ連は終戦と

同時に、千島の占領をと言つてウルフまで占領してまいりまして、ウルフから、千島の占領は終わったと言つて、戻っているわけでございます。この案内をされている方が、当時の第五十一師団でございますか、この参謀長かどなたかがまだ生き残つておられるはずでございます。そういう事実があり、さらにまた、千島から引き揚げてこられた方々が、アメリカ兵は来ていないかと言ひながら上がつてきておる。これはもう島民全部が認めているわけでございます。ですから、そういうところからいまして、これはもう明らかに間違ひな占領だ。ですから、間違ひな占領はすみやかに解除していただかなければならないというので、昭和二十年から実は運動を始めたわけでございます。何と申しましても相手のあることでございます。当時敗戦のあの混乱の中でございましたから、私どもの願ひがさっぱり進みませんで、ようやく最近に至りまして全国的にこの問題が取り上げられましたことを、私どもたいへんうれしく思ひます。さらにまた、今回こうした特殊法人が設立をされて、このことによつて大に世論も喚起されると思ひます。私どもはそのことに深く期待をするものでございます。けれども、先ほど申し上げましたように、何といひましても相手のあることでございます。実は根室の市民は一朝一夕にこの問題は解決しないのだ、百年かかってもしよう、私どもでできないことは子供に引き継いでいく、子供の代でできない、根室の市民は現在運動をしております。しかし、そうはいひましても、先ほどもちよつと申し上げましたように、非常に困ることが続発するわけでございます。その第一が、守屋さんからお話ございましたが、この海域における拿捕でございます。これは食うためにはどうしても出かけて行く。しかも、海の中に別に線を引いておるわけじゃございませんから、どうしてもつかまる。つかまるとそこが十二海里であるかどうかという議論よりも先に、向こうは十二海里に入ったのだ

と言われますと、これは反駁する材料も何もないわけでございます。私は漁船員の方々に聞きましたけれども、たとえばこちらにレーダーのある船があつて、はっきり向こうの島が写つておる。十二海里の外にあるのだ。ところが、つかまつてしまふ。向こうはレーダーに入らない岩のあたりからばかりおる。そういうようなことがあるのでございませう。そのほか、あの近海におります船はいずれも零細漁民の所有しておる船でございますから、レーダーを持つていない船もたくさんございませう。そうした船がどんどんつかまるといふのは昭和二十一年ごろから拿捕された漁船は九百五十六艘でございます。人員は実に七千二百三十人がつかまつておるわけでございます。現在まだ未帰還の人員は六十一人残つておるわけでございます。そして、その間において、先ほど守屋さんが申されましたような悲劇が数知れず起こつておるわけでありませう。先ほど守屋さんの申されたこと以外に私もたくさん知つておるわけですが、これでも、いまここで繰り返すことを避けますけれども、こういう悲劇が繰り返されておる。これを何とかして防がなければならぬ。この防ぎ方法は、私は二つあると思つてゐます。一つは、ソ連との話し合いによる安全操業を実現すること、もう一つは、こういうあぶない所まで出かけて行かなくても、北海道の島のほうに出かけなくても魚のとれるいわゆる漁場をつくること、この二つだと思つてゐます。そしてこのことは、少くともコンプ漁業に関する限りは実現しておるわけですが、御承知のように、貝殻島でソ連との間に操業の協定ができておりました、そして毎年三百隻、これは一割ふやしてもいまして三百三十隻のコンプ漁船が拿捕の危険なく貝殻島で操業しておりました。それからまた、これに先立ちまして、町村北海通知事が、盛んに貝殻島でつかまつてゐるときに、行かなくても済むような方法を講じなければいかぬといふので、第二貝殻島と言つておるのですが、齒舞の地先に相当のコンプ礁を投入いたしました、そこからいまだ相当の成果をあげておるわけ

であります。ですから、拿捕されない方法としては、このことをひとつほかの魚にも延長していただく。こちらに魚礁とかあるいはコンプ礁とかその他のことをやつていただくとか、あるいはまたたふ化事業をやつて大いに魚をふやす、こういうことは可能だと思つてゐます。実は根室市もこうしたことにはかなり力をつけておるわけでありませうけれども、何と言いましても貧弱な一地方自治体でございますから、思うにまかせません。これを国の力でやつていただければ、こういう危険な水域には出ていかなくても済むようになるのではないのか。ただし、このことは領土権を主張する主張の上からは多分に疑問には思ひますけれども、少なくともさつき申し上げたような悲劇は起きなくてよろしい。それからまた、貝殻島のように、たとえば赤城宗徳先生がいわゆる赤城試案というふうなものを農林大臣時代に持つてソ連のほうにいろいろ折衝を続けられたようでございますけれども、コンプ以外の魚につきましてもそうした操業を認めてもらつて協定をする、こういうことも一つの方法と思つてゐます。しかし、これらにつきましても、先ほど申し上げました領土問題がいろいろからまつてまいりまして、なかなかそう簡単なものではないと思つてゐますが、これらの二つの問題につきまして、先生方にぜひ特段の御配慮をお願いを申し上げたいと思つてゐます。

それからもう一つの問題といつたしましては、実はこのことにつきまして根室市が非常に財政上の負担を來たしてゐる。これは私もいたしましては、いま言つたように、現実困つておるのは根室市民でございますから、それはどなたかが、そんなことは根室の市長のやる仕事ではない、自治体の行なうべき仕事ではないといふようなことをおっしゃる方もございませうけれども、それは言つても、黙つて見ておるわけにはいかないわけでございます。ですから、抑留漁船員が出れば、その留守家族の援護をしなければならぬ。あるいは、さつき申し上げたように、つかまらないようにするために、何とかして北海道の陸続きのほ

うにいろいろの漁場をつくらなければならぬ。あるいはまた、コンプの協定等につきましてソ連のほうに金を納めております。そうした納めておる金につきましても、市がある程度めんどろを見なければならぬ。あるいは領土問題がだぶぶ全国的な世論になりまして、たくさんの方々がお見えになります。そうした場合のいろいろ案内であるとか、あるいは資料をつくつて差し上げるとか、こういうような経費がたいへんかかるわけでございます。こうした問題につきましては、私もこれはひとつ国で何とか応援をしていただかなければならぬ。しかし、自分のことでございませうから、全額国でというふうなことは申し上げません。けれども、国でやれる程度の応援をしていただかないと、こういう問題も行き詰つてまいり、こういうふうになるわけでございます。それじゃ幾らかかつてゐるかといふことになつておるわけでございますが、実は二、三年前まで、私も大体三千万といふことを申し上げてまいりました。大体その程度だったのです。ところが、この一年やばりこの問題が非常に大きく取り上げられたような関係もあり、物価の値上がりもありまして、今回私こちらへ参りますに際してあらためて調査をいたしましたところ、四千八百万がかつてございませう。そのうち、額のことはわかりませんが、自治省のほうで特別交付税で多少のものは見ていただいております。さら

にまた、本年は北海道のほうから四百万の補助金をいただくことになりました。ですが、この程度では、これは根室市としては、やはりもっともつたいただきたいといふことを申し上げざるを得ないし、同時にまた、さつき私が申し上げましたような、いろいろの漁場を、代替漁場をこちらのほうの本土のほうにつくるといふようなことにつきましては、どういふこんな金では足りないわけでございます。これは一億も二億もかかると思つてゐます。そういうような施策をこの機会にぜひお願いを申し上げたいと思つてゐます。

さらにまた、いろいろの内政問題等につきましてもたくさん問題があるわけでございますが、これから梅原委員がそれらの問題についてまた申し上げることになっております。私は重複することを避けまして、いまの二つの問題につきまして非常に現地で困つておりますので、ぜひ先生方の特別の御高配をお願いしたいことを申し上げて私の陳述を終わらしていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長(山本茂一朗君) 次に、梅原参考人をお願いいたします。

○参考人(梅原衛君) 私は、終戦当時色丹の村長でありました梅原衛でございます。本日の委員会に招致をいただきまして、私も島民の事情をお話し申し上げる機会を与えていただきましたことをまことに光榮と存じ、感謝申し上げておるわけでございます。

私事にわたりましてはなはだ恐縮でございますが、私は終戦後、ソ連のつち上げのスパイ容疑に問われまして、日ソ交渉の戦犯を全部掃すといふあの取りきめによりまして、昭和三十一年の暮れの十二月二十六日に帰国してまいつたわけでございますが、私も抑留者の救出のために、わが国の最も大事な領土交渉のほこ先を鈍らしたのじじないかといふことを考えまして、深く責任を痛感しておるわけでございます。

島、島民の状況につきましては、お手元に資料を差し上げてございませうが、島民の概況、あの中に若干あるわけでございますので、これに基づきまして島民の概況を申し述べたいと存じます。私も島民団体の究極の目的は島に帰ることにあるわけでございます。その間におけるお互い島民の生活の安定、それらの二つを柱にして活動しておるわけでございます。北方問題がきわめて低調である、こういうことを言われます。事実そのとおりでございますが、この原因の一つは、現地にいわゆる住民がいまいといふことにあるわけでございますけれども、現地の北海道におります限られた民間団体のかような力には限界が

あるわけでございます。やはり全国にこの問題を普及するためには、相当の時間と財源を要するわけでございまして、今日それが及んでいない状態でありまして、これは遺憾に存するわけでございまして、こうしたときに、今回北方領土問題対策協会の特殊法人が中央に設置されましたことは、私も島民といたしましては千天に水を得たような喜びをいたしておるわけでございまして、外交の推進の基調は、何と申しましても、国際条約に基づかなければならぬと思いますが、北方領土の場合は、この諸条約につきましても、ここに金城鉄壁だと私も信じておるわけでございまして、ただ、相手のソ連の厚い壁によって実現できないわけでございまして、この壁を破るためには、国民世論の統一であると確信するものであります。先ほど守屋本部長から御説明申し上げたとおりだと存するわけでございまして、特に、いままではいわれるいろいろの制度あるいは法制等にも食い違いがありまして、何か、私どものやっております領土運動はあれは島民の一つの気休めなんだ、政府あるいは世論もそこへ行っちゃおらぬじゃないか、このことが大きな北方領土問題の障害であったように私も痛感するものであります。その意味におきまして、この特殊法人の設立というところに強い共感を持っておるわけでございまして、領土につきましては、私も団体は、択捉以南の四つの島を地域にしたいわゆる唯一の島民団体でございまして、この居住者の割合は、択捉島が二〇％、国後島が四三％、色丹、齒舞を含めまして三七％でございまして、したがって、領土の範囲は、択捉以南の四つの島ということは法令的にはもちろんであります、島民の自然の帰結がそういう領域をきめまして、これは島連盟結成以来今日まで終始一貫して通してきた領土の範囲でございまして、

次に、内政措置の問題でございまして、私も、いたずらに引き揚げ者という名前を振りかざして他方に依存するような安易な考えは厳に戒むべきであると考えておりますが、しかし、国内あ

るいは同じような境遇にある地域に行なわれていくという施策は、北方元居住者にも適用されてしかるべきだと、こういうふうにも考えるわけでございまして、引き揚げ者の数は四百万といわれておりますが、その中でも私は北方地域の引き揚げに次のようないわゆる特殊性があったと考えるわけであります。まず第一には、北方地域の者は、島で生まれあるいは島に渡った者でありまして、昭和年代になってから渡った者が二九％程度でありまして、その他は、ずっと島で生まれあるいは永住した。北海道、本州に住んでおる者や何ら変わらない気持ちで渡ったわけでありまして、したがって、北海道の十四支庁の一つであったあの島々が外国の手に渡るといふようなことは夢にも考えておられなかったわけでありまして、いわゆる準備のない引き揚げを強制されたというわけでございまして、第二点は、ソ連だけが行ないましたいわゆる労働力の搾取のために抑留生活を強要され、そしてあの日本経済の転換期に三年あるいは四年おくれで来たわけでありまして、もちろん、これらの正当な労働収入、あるいは財産の換価によつて得たルーブルはもう回収され、日本貨幣、あるいは預金、貯金、あるいは通帳類も一切を没収されて、ほんとうにまる裸で帰ってきたと、そういうことでございまして、第三番目は、これらの島民は漁をする以外に生活の道がなかったものであります。島民は魚をとる以外に生きる方法を知りなかつたのであります。であります、ソ連の抑留によつて三年ないし四年立ちおくれで帰ったことが、電車に乗つてもつり皮にもぶら下られぬ、こういうことでございまして、本来の漁業に復帰しなければならぬ。これが千島の場合の大きな打撃でございまして、したがって、戦前は、在島当時は漁業者が全体の七六％くらいを占めておつたものが、現在において島民が漁業に携わつておる者は一四％に満たないのであります。島民の漁業者の六〇％は、なれない転業を余儀なくされたということで、きょうあすもわからない労働に従事している者は約七〇％程度——六八％を

占めていると、こういう現実なわけでございまして。しかも、これらは、千島の引き揚げの場合には、ソ連がいわゆる進駐してまいりまして、地域が近いわけでありまして、自分の船、あるいは他の船に便乗して本土へ帰った者があるわけでございまして、向こうに残りました——その当時の政府出先の御指導は、島に残つて生業をいそしめたいということでもございまして、それをそのとおり信じて残った者が、あの目と鼻の先からすぐ帰れるものを、樺太回りで一カ月余も費やして帰つて来た。しかもまる裸で来た。こういうことで、北方地域の引き揚げ者には、抑留生活で帰った者と自由引き揚げとの間に大きな生活上の断層を来したということでもございまして、この関係を生活保護の状況で比較して申し上げます。この関係を生保護にいたしまして全国平均が一七・六四、北海道平均が一七・九三、ところが、いわゆるソ連進駐後直ちに翌年の二十一年の三月ごろまでに引き揚げた者を自由引き揚げと称しておるわけであります、これらの組が全国、北海道平均と何ら変わりがない千分の一八・二というところでございまして、抑留をされて帰った者の平均は、全部の平均が千分の三二・〇八でございまして、これが地域別に見ますと、はなはだしいは千分の六〇・七三と、こういう状況にあるわけでございまして。世帯の収入比率にいたしましても格段の相違を来しておりますので、いわゆる脱出——自由引き揚げをした者を一〇〇に仮定して見ました場合に、抑留して引き揚げた者が一〇〇に対して七八％、二十三年に引き揚げた者は一〇〇に対して六三％という現状でございまして、生活保護ばかりでなく、いわゆる各家庭の収入階層がこれだけの開きを来たしておるわけでございまして、それが今日でも生活再建に長く尾を引いておると、こういう現状でございまして、

以上のような点を御察察いただきまして、全部とは申しませんが、これらの特殊の者に生活再建の御援助を願いたい、このように考えるわけでございまして、その方法といたしましては、内地本

土に行なわれました漁業権補償の問題があるわけでございまして。昭和二十四年から六年にかけまして、本土の漁民は旧漁業権を政府から買い上げていただいたわけでございまして、あの地域については、あの地域がいま直ちに使う海でないという理由のもとに除外されておるわけでございまして、漁業権の補償は未解決になっておるわけでございまして、これらのいわゆる専用漁業権は、御承知のように、旧漁業団体の権利でございまして、現在におきましても旧漁業権の海域は使わないとおっしゃいますけれども、色丹と国後、択捉の間のあの三角地域は、これは旧漁業団体の専用漁業権の海域でございまして、この地域に対しては、現在では公海漁業として別の新しい漁業法によつて許可を受けた漁船が、ここに出漁をしておるわけでございまして、つまり、旧島民の漁業権は現在の日本行政下において別の権利でもつて使われておると、こういう状況でございまして。さらに、いま政府がお進めになつておる日ソ間の安全操業が実現いたしますならば、ますますこれらの旧漁業権は別の形で使われることになつておるわけでございまして、この漁業権の補償をいわゆる旧島民の転業対策的な補償にすると、こういうお考えのもとに、前に行なわれませんでした漁業権はこれはいわゆる漁業再生産のためという意味も含んでおるのであります。北方地域の場合は、転業して漁業をやりたいくても復帰できないというそういう事情を十分おくり取りくださいます、これらの者のいわゆる転業対策にも充たせるような制度のもとに漁業権の買い上げを実施していただきたいということが、われわれ全島民の要望でござい

ます。それから第二点は、北方地域のためにいわゆる低利金融をする。北方協会ができて今回の新団体にそれが統合されるわけでございまして、これはいわゆる特殊の状況にある者に対する特別措置として政府が実施していただいたわけでございまして、たいへんけっこうな援護対策ではございまして、ただ残念なことには、一万九千からの対象者

に対してのそういういわゆる低利金融をする資金
が年間利子六千万円の範囲でございまして。し
たがいて、この希望する全部の対象者を満た
すためには非常に遠いわけでございますが、
なお、これはもとから根室沿岸におりましたい
ゆる入漁権者も対象になっておりますので、島民
としては生活資金のような金額の少ないものは借
り得るわけでございますけれども、事業資金のよ
うな高額のようないものは抵当物、保証人ときび
しい条件がございまして、島民には潤うていな
い状況でございます。幸いにして一昨年、引き揚
げ者に対する特別交付公債の制度が実施されま
して、これは元居住者といえども一世帯が七、八
万円の間債をちやうだいで立てておるわけでござ
います。これらのものを担保にして北方協会に融
資をしていただくということでありまして、これ
は入漁権者も旧島民も均衡のある金融が願える
わけでありまして、残念ながら現在の資金は、こ
れを満たすわけにはいかないのでございま
す。したがって、この北方協会の資金の繰り
上げ措置等によって、いままで借り得なかつたこ
れらの元島民に対しての事業資金も行き渡ると、
こういうふうな方法をぜひおとりいただきたいと
思うわけでございます。その他島民——いわゆる
島に本籍を置く問題、島民財産の登記の取り扱
い等があるわけでございますが、先ほど本部長から
御説明申し上げたとおりでございますので、なお
そのことにつきましては、お手元に別途に要望書
としてお願いを申し上げておるわけでございま
す。これらの問題は現地に立ち入りを要しない範
疇の法律でありますので、これは現在ソ連の力
の占領によって日本の施政権が妨げられておる
と申しますけれども、日本で実施でき得る法律は
これは実施することが内外の領土運動にも大きな
関係を持つものと私は考えますので、せめて
あそこ本籍を置いて死にたい、あるいは島の領
土関係を孫子の時代に伝えたい、島民のこの念願
が達成されますように先生方の格段の御尽力をお
願ひ申し上げたいと存じます。

最後に、今回発足いたします特殊法人は、実は
私どもが先ほど申し上げましたように、単なる民
間団体のかような力では領土運動はできない、も
う少し積極的な方法をというところで、従来私ども
がめんどろを見てもらったおた南方同胞援護会
法の改正を提議して要望申し上げたわけでござ
います。もちろん、北方単独の特殊法人ができる
ということとは、なおさら大きな期待が持てるとい
うことを私どもは考えておるわけでございませ
ん。ただ、新法人が発足いたしましたとしても、いろいろ予
算面において、あるいはその他の事情によって隘
路がありますならば、形はできまして北方領土
問題は進行しないのじゃないかということをお
もは心配しているわけでございまして、どう
ぞ、今回で済みます特殊法人北方領土問題対策協会
につきましましては、領土を復帰させるために特別に
できた法人であるということとございまして、
諸先生方からこの育成に対しては特段の御尽力を
お願い申し上げたいと存ずるわけでございませ
ん。たいへんお粗末なことを申し上げましたが、時
間もございせんので、私は以上申し上げて失礼
いたします。ありがとうございます。

○委員長(山本茂一郎君) ただいまの参考人の御
意見に対して質疑のある方は、順次御発言を願
います。

○川村清一君 それでは、簡単に二、三お尋ねし
たいと思います。

最初に、横田根室市長さんにお尋ねしたいと思
います。

先ほど、北方問題に関連していろいろの事
業を根室市自体がおやりになる、それに要する財
政支出が約四千八百万という膨大な支出をされて
おるということであります。できましたならば、
この四千八百万の内訳を、大まかでよろしゅう
ございませうから、ちよつと知らせただけだ
い。

○参考人(横田俊夫君) それでは、ごく大ざっぱ
でございますが、北方領土復帰運動の対策経費と
して大体九百万でございます。それから、北方海

域における安全操業の対策経費として百六十万。
それから、拿捕漁船対策費として大体百万。
それから、引き揚げ者の対策費として、これ
また百万。それから、北方領土引き揚げ者に対す
る援護経費といたしまして——さっきのは北方領
土引き揚げ者に対する沿岸漁業の振興対策でござ
います。今度の援護経費でございます。これが
たとえば住宅の問題とかその他合わせまして大体
一千万。それから、北方漁業の振興、これはわづ
かでございますが、百万でございます。それか
ら、たとえば漁港の整備等を市が単独でいろいろ
やっております安全操業に關係のある経費でござ
います。これが大体一千万。先ほど申し上げまし
た水産振興施設のためのいろいろの経費、たとえ
ば貝類の増殖であるとかコンブの増殖のためのコ
ンブ礁の投入とか、魚礁の投入、こういうものが
一千万。日ソ友好親善促進経費、御承知のよう
に、こうした地域でいろいろの海難等もございま
して、向こうに救助等もしていただいております。
そういうような関係で、私どもとしては、日ソ友
好親善のためのいろいろの経費を年間百五十万ほ
ど出していただいております。ちよつとたいへん
恐縮でございますが、残った経費が大体貝殻島の
安全操業、いわゆる協定を結びましてコンブを
とっておりまして、これに対する経費でございま
す。四千八百万から残ったのが大体そういう計算
になります。

以上でございます。

○川村清一君 重ねて、お話の中には、安全操業
が日ソの話合いの中で実現すればこれにこした
ことはないわけでありまして、それがなかなか進
まないというれば、危険水域に行かなくても安全に
魚をとって生活ができるようなそういう
人工的な施設をしてもらいたい。貝殻島はいま協
定できておりますが、第二貝殻島についても承
知しておりますが、そのほかにコンブ礁を設置す
る、魚礁などもどんどん設置する、そういうこと
を御希望なさっておりますのであります。問
題は、魚礁を設置いたしましたとしても、魚礁につく魚

介類というものは大体きまつておるわけですね。
これは底魚しかできない。カレイ、タコ、アブラ
ゴ、ソイとかガヤとか、そんな程度のものです
ね。あの水域の漁民の方々はカニだとか、やはり
何といひますか、泳いでいる魚をとりまね。ま
たカニなんかそうですね。そういうような魚、魚
介類を寄せる魚礁というのはちよつと技術的にめ
んどろだ。ですから、市長さんの要望されるよう
なことを、このことをはたしてやってもいいもの
か。金をかければできる。金をかければそこま
でできますけれども、はたして現在の漁業規模を魚
礁を設置することによって守れるかというところ
に問題点があると思うのです。これについての
現地の市長さんとしてどう御意見がございま
すか。

○参考人(横田俊夫君) 確におっしゃるとお
り、魚礁だけのもので解決するとは思ってお
らぬわけですね。そこで、私どもいまこんなことを
考えております。たとえばエビとかカニとか、こ
ういふもののふ化ができないものかどうか。それ
からカラフトマスというのがございまして、このマ
スの養殖のようないことで養殖をいたしますと、
大体二年あるいは三年で親魚になるわけですね。そ
うしますと、これは陸続きのほうにどっか養殖場を
つくってやればできるのじゃないか。これはもち
ろんまだ構想だけでございまして、小樽の
水族館の館長が非常にこういうことを熱心に研究
されておる。私どももある程度話には聞いておりま
す。そういうことも不可能じゃないのじゃない
か。それからどっか新しい魚田を見つけたら、
あるいは沖合に進出するように船を大きく
するとか、何かそういう方法はないのかというこ
とで私は日夜腐心しているわけでございませ
ん。そういう点につきましては、またいろいろと先生方
にも御指導をいただきたいと思つてございま
す。

○川村清一君 次に、守屋本部長にちよつとお尋
ねしたいのですが、同じような質問なんです、

北海道としてこの問題のためにどのくらいの財政支出をなさっておりますか。

○参考人(守屋治君) 申し上げます。

北海道につきましては——これは内容も申し上げる必要はございませんか。

○川村清一君 総額でよろしい。

○参考人(守屋治君) 総額、昭和四十四年度をとりましますと、現在予算を組みました分、ただいまの横田参考人からお話ございました沿岸漁業の振興費あるいは対策費、こういったようなものは全部除きまして、単純にいわゆる領土問題に要する経費と、こういうように御理解をいただきたいと思ひます。そのような形で申し上げますと、うと、ただいま組んであります分が六千二百三十三万四千円という形で組んであります。なお、拿捕漁船の見舞い金あるいは北方漁業等は補正で組みましますので、これらを加えますと約七千四百万程度くらいになるかと存じます。

○川村清一君 それでは次に、梅原さんに最後に一つ御質問したいのですが、引き揚げ者の生活再建の方法として一番強調されておりましたことは旧漁業権の補償の問題でございますが、いま居住者連盟等で昭和二十四、五年の状態のものをいまの金に換算するというと、旧漁業権の補償金は総額どのくらいの計算になりますか。

○参考人(梅原衛君) 数量はわかっておりますが、現在の額に換算した数字はいままとめておりますけれども、こゝへ持ってきておりませんので、数量については追って御報告申し上げたいと思ひます。

○川村清一君 重ねてちよつとお尋ねしますが、昭和三十六年に北方協会が設立されたあのときに、旧漁業権の補償金として打ち出されたものはたしか九十億と私は記憶してゐるんです。その九十億が交付公債十億でもつてごまかされた——と言つては言い過ぎですが、やられておるわけですね。その当時九十億でございますから、いまの金に直すと、金利も見積もればもっと相当の額になると思ひますが、市長さん——道庁でもいいですが、

つかみ金で大体どのくらいになりますか。

○参考人(横田俊夫君) 昭和三十六年でしたか、九十億という数字を出していただいているわけですが、最近では大体二百億くらいであらうというふうに出ておられますけれども、これはいま梅原さんからのお話もありましたように、あらためて計算し直しておりますので、近くその数字が出ると思ひます。

○河口陽一君 私は、質問を申し上げるというよりも、いろいろ参考人からお話を承つて感激を深め、認識を新たにいたしましたことを、この機会に御礼を申し上げます。本日まで非常に御苦勞なされて、政府が特殊法人に踏み切るような段階をつくられたのもあなたの方の功績だと感激を、お礼を申し上げます。

ただ一点参考人にお尋ねをいたしたいのですが、根室市では多年にわたつてこの地域の方々の援護その他で多額の投資をされておられると承つておるのですが、市の歳入歳出の予算額はどの程度で、その中で先ほどおっしゃられた四千八百万円を負担されておるということ、認識を深める意味において参考にお尋ねしたいと思ひます。

○参考人(横田俊夫君) 根室市の予算は大体十八億でございます。ただし、この十八億というのはかなり背伸びをした予算でございます。詳しい内容を申し上げますと、税収が四億、それから交付税が大体四億、これは多少ふえるかもしれませんが、大体九億ですから、それと税外収入、いわゆる使用料、手数料等入れますと、大体実質的な自主財源というのは十億でございます。その十億の中の四千八百万でございますから、これはかなりこたえるわけでございます。

○渋谷邦彦君 一括して申し上げたいと思ひますが、一つは、先ほど本部長さんおっしゃつたお話の中で、大体三人の方、伺つておりますと、遠慮をされながら非常にいままでのやり方が進んでいないじゃないかという、おしかりともとれるそういう御意見と判断しております。まことにその点は、われわれとしてもそうしたくないように

これからの注意をしていかなければならない、こう考えておりますが、一つは、先ほどのお話の中で、この行政措置に對してのあり方が一貫してないというお話を承りました。これも非常に重要な問題だと私思ひます。具体的にいままでどんなことがあったのか、もしお差しつかえなければこの点をひとつお教えいただきたい、これが一点です。

それから第二点は、先ほど根室市長さんおっしゃつた、いままでいろんな諸経費等を含めて三千万ぐらいのお金が当該問題に對してかかつている、特にその中で、国会議員等が現地視察に参りますと、それに要する費用も何かだいたいがお金がかかつていふような含みでございましたね。私の印象が間違つておるかどうかわかりませんが、それがほんとうに申しわけないと思ひます。今後根室市の財政というものがございまして、うし、また、非常に御熱心な御苦勞を重ねられてこの問題と取り組んで来られた背景もございまして、あと、予算措置としてといひましようか、国庫からどのくらい、交付金の形か補助金の形かわかりませんが、あればよろしいのか、これが第二点です。

第三点に、梅原参考人のほうに伺ひたいのですが、やはり私もちよつと心配な問題は、引き揚げ島民の方が今後どのように自活の道を立てるか、詳しくは参考資料を先ほどちよつと読ましていただきました。この統計によりまして、日雇い等の、いわゆるそういう低所得階層が圧倒的に多い事実を露見しました。現在漁業に携わつておる方がきわめて数が少なくなつておられて、この方々は大体生活が安定されておるのではなからうかと思ひ入ります。ほかはおしなべて平均が三万円でございます。二万五千前後、家族構成も多いようでございます。そうなりますと、これはもう食べていかなれないと思われのでございます。そんなことから、事業資金として貸し出しができればそれぞれの生業の道を考へていける。けれども、現状としてはたいへんその貸

し出しの線はきびしいというお話がございまして、私もその点は全く同感だと思ひます。先ほども午前中の質問でそのことをたまたまわけでありました。現実の問題としてどのようにきびしく行なわれたいか、それをもし具体的ににお聞かせいただければたいへんありがたいと思ひます。

以上三点、恐縮でございますが、お願いいたします。

○参考人(守屋治君) 申し上げます。

大きく分けましますと、一つは北方領土に関する領土権の主張ということが従来十分なされていなかったというところであります。このことにつきましては先ほど触れましたが、とにかく統一の見解をとつていただくこと、国内の行政措置を完全にしていただくこと、さらには領土権の主張に基づくとこの復帰運動が早急に全国的視野の中で行なわれなければいけない、こういったような要望を申し上げまして、今回の特殊法人の設置という御英断をいただきましたわけでございます。この点につきましては、今後私も非常に大きな期待を寄つておるわけでございます。

それからさらに二番目は、引き揚げ島民の援護などに関するところでございます。内容等につきましては、先ほど申し上げましたし、また梅原参考人からも申し上げたような点でございます。三番目は、安全操業の確保と拿捕抑留者対策等に関するところでございます。

四番目は、北方地域に関する地方自治の特殊行政費の財源対策等に対してでございます。

これらのことをさらに詳細に申し上げますと時間がかかりますので、以上簡単に申し上げます。

○参考人(横田俊夫君) ただいまの御質問でございますが、私の申し上げ方が悪くてそのようにおとりになったとすれば、たいへん申しわけないことですから、おわびを申し上げます。実は、先ほど経費のことを申し上げたときに、いろいろ御視察等においでになることのほうの経費ということも申し上げなかつたつもりでございまして、特に、国会議員の皆さんにおいでになりました、決

して経費などをかけてございせん。むしろ非常に皆さん御遠慮なさいまして、それこそお茶の一杯いも飲まないで一生懸命にお調べいただいておりますので、ほんとうに現地の者は恐縮しておりますのでございませう。

なお、かかつておる、経費のどのくらいを国が出したらいいか。私はほんとうは全額出していただくべきだと思うのです。しかし、やはり現地のことでもございませうので、そういうわけにもまいりませんし、一割か二割は私も負担すべきものだと思っております。

○参考人(梅原衛君) 先ほど申し上げましたのは、いわゆる事業資金の借入れ額というか、こういうことでございませうが、北方協会はいわゆる金融でございませうので、したがって、回収は当然責任があるわけですから、事業資金にはこれは必ず担保を提供することになっているわけでございます。ところが、実際島から引き揚げた者は今日そういう担保になるような財産等を持ち合わせがないわけでございます。したがって、一昨年の法律で交付公債をちようだいしておりますので、これは確実な担保物件であります。これ以上確実なものはないと、これらを持つておる者に対してこれを担保に認めて融資の方法をとっていただきたい、こういうことでございませう。

それから、島民のいわゆる生業対策としてしましては、まあ島に帰ることを念願しておるわけでございますけれども、これがまた未知の問題で、したがって、現在は約六%程度は奥地の農業なんかには転業しておる者もございませうけれども、そういう方面に進めることは私も考えておりません。ただ、勤労世帯でありまして、おやじが会社に出ておれば子供が自動車の運転手をするとか、いろいろそういう部門に分かれておるわけでございます。なお北海道は冬眠期間が長いのでございませうので、やはり婦女子の収入の道という場合には、何か多少の資金を投入して商いを兼営するとか、そういうことをいたしますにしても、やはり元手が要るわけでありませうので、そういう面にお

いてもつとまとまった事業資金の借入れも島民ができるようにというのを念願しているわけでございます。

さらに、これは従来南方援護会事業としてやっておりますことは、島が返った場合に、あそこは漁業が主産業になることは間違いないでございせんので、その場合にやはり漁業技術者を養成しておくということがない問題だと、こういうふうにかえまして、やはり漁船乗り組みの講習会を本年で三回続けております。これは、国家試験を取りまして一人前のいわゆる乗組員になるわけでございます。機関士あるいは甲板員等ですね。そういう講習、それから副的な技術を授ける講習なんかもしておるわけでありませうが、そういう面ではやはり両様のかまえて生活再建の方法を与えてやりたいと、そんなふうにかえておるわけでありませう。

○春日正一君 私は、もう聞きたいことをみんなほかの人が聞いてくれましたから……。

○委員長(山本茂一郎君) まだちよつと時間があるようですが、参考人の方で御説明その他でまだ言い足らなかつたというところがございます。もし、補足をしたいならいかがでございますか。

○参考人(横田俊夫君) 実は、最近こうして非常に国会のほうでも御熱心にお取り上げをいただいておりますけれども、まだそこまで行かぬかしれません。行政のほうにまだあまりよく浸透しておらないというふうなちよつと感を受けるわけなんです。たとえば不動産登記の問題にいたしましても、戸籍の問題にいたしましても、これは先生方、無理はない、それはそのとおりとおっしゃつてくださつておりますけれども、書類を出しまして、だめだと言ってくるわけなんです。まあ、そういうようなことも、実際、たとえば戸籍の問題にいたしまして、南方、奄美大島、小笠原、沖縄は全部本州で取り扱っているわけですね。北方ができないわけはないと思うのです。戸籍簿はみんなあるのですから。どうして北方のほ

うができないか、これはお役所のほうではだめだとおっしゃっているわけなんです。そういうような点につきまして特段に先生方の御高配をお願い申し上げたいと思ひます。

○参考人(梅原衛君) ちよつとお許しをございませう。いまの戸籍の問題が生まれたから申し上げたいと存じますが、実際、島に本籍を移すということは実益がないじゃないかということをや役所のほうではおっしゃるわけですが、これは私も私どもにとりましては、やはり先ほど申し上げましたように、自分のおるところに本籍を移すことは当然でありますけれども、島の場合は別でありまして、あそこは永住する意思表示をするというところが、われわれとしても非常な心強さを持つわけでありませう。なお、これはほかから見られた場合にでも、どうも別扱いをしておると、こういうことで領土問題とまあ非常に関係があるということですが、そのほかに、これは申し上げていかどうかかわかりませんが、実はこの地域は昭和二十六年に、いわゆる色丹、国後、択捉に本籍を置くことはできぬということで、それまでは普通の町村と同じような扱いを受けておったわけでありませう。ところが、平和条約の発効する直前に通牒が出まして、これからはいわゆる戸籍のない者の扱いをやるので就籍の手続によれというわけで、しかし、実際はその当時就籍は済んでおりませんでした。ところが、三十二年に引き揚げ者給付金が出まして、これは日本国籍を持った者が対象になる、日本国籍を持った者に給付するのだと、こういうことで、金のことでありませうから、急いで就籍の裁判を仰いで戸籍をつくつたんであります。これはもとの戸籍をつけて出した者は詳しくついでございませうけれども、一般の者は急いでただ申告をして本人の戸籍関係だけがついていて、父母が不明というふうな戸籍がたぐさんあるわけなんです。したがって、向こうで死んだ、あるいは引き揚げ後就籍に至るまでに死んだ者は、いまなお生存しておるような形に戸籍ではなっておりますけれども、まあ、そういうふうな特殊の関係が

ありまして、これは財産の相続等は戸籍が唯一の証拠になるわけでありませうが、それがうまくいかないと、ことにお手元の資料にも書いてございませうが、これは登記を懈怠した者があつて、終戦前においてすでに登記すべきものがあつておつたということですから、現在の実質的所有者と名義者とは曾孫の時代になっておるものが四件ございませう。それから孫の時代になって未登記のもの、未相続のものが百四件あるわけでありませうが、これは三十六年の調査であります。今日では古いものはだいぶ死んでおります。したがって、その数は三十六年には三十一%ぐらいだったのであります。全体の件数に対して。現在では四〇%を超えておると推定しておるわけでありませうが、町村のいわゆる除籍簿の保存年限は五十年だと思ひます。したがって、孫曾孫になりましては、戦前において相当の年数が経過しておりますから、町村に除籍簿の謄本の申請をしても交付を得られない者が出てくるだろうということを考へまして、これは何とか特例を設けて、いわゆるその戸籍の問題等、登記の問題は御解決を願ひたいと、こういうふうにかえ考へておるわけでございます。これはお役所のほうにも要望を申し上げておるわけでありませう。なお、先生方から特段の実現されますよう御尽力をお願い申し上げます。

○委員長(山本茂一郎君) 以上をもちまして、北方領土問題対策協会法案につきましての参考人からの意見聴取はこの程度にいたします。

参考人各位には、長時間にわたり御意見を述べいただきました。まことにありがとうございます。お述べになりました御意見は、今後の本委員会の審議にきわめてよい参考になることと存じます。ここに厚くお礼を申し上げます。

〔速記中止〕

○委員長(山本茂一郎君) 速記を起こして。

○委員長(山本茂一郎君) ただいまから、午前中に引き続き、政府側に対する質疑を行います。

質疑のある方は、順次御発言を願います。

○川村清一君 提案されております北方領土問題対策協会の第一條目的には、この対策協会は北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての啓蒙宣伝及び調査研究、さらに北方地域に生活の本拠を有していた者に対して援護を行なうことを目的として設立されるわけでございまして、そこで外務大臣にまず北方領土問題について若干お尋ねをしたいと思います。

政府は北方領土問題解決のために非常に努力なされておられるように常々言われておるわけでございしますが、われわれの立場から見ますというところ、一九五六年に日ソ共同宣言が発効せられて、あの宣言の中には、領土問題を含む平和条約の締結といった文章、いわゆる領土問題という文言が抜けておられますけれども、この前提になる松本・グロムイコ書簡の中には、はっきり領土問題を含むということが入っておるわけでありますから、したがって、領土問題を含む平和条約締結に関する話し合い、努力というものを積み重ねてこなければなりませんけれども、どうも積極的にそういう努力をなさっておられない。今日まで、一九五六年でございましたから、もう十三、四年たつており、近ごろようやく腰を上げたように見受けられますが、いままではどうも消極的であつたというやうな気がしてならないわけでございしますが、外務大臣の御見解を伺いたい。

○国務大臣(愛知揆一君) 北方領土の問題につきましては、私、昨年の十一月に外務大臣に就任いたしました早々から、あらためて努力を新たにしなければならぬ、かように考えまして、まず東京におきましては、私といたしまして、駐日大使を呼んで会談いたしました、あらためて、領土問題の解決なくしては真の日ソ友好関係というものは確立できない、それから果次にわたる交渉の経過に徴しても、すみやかに領土問題について積極的に協議をいたしたいということを申入れたわけでございします。同時に、さらにモスクワ側における従来御承知のやうな経過がございしますので、駐

ソ中川大使を正月早々の休みの期間を利用いたしましてこちらに帰国してもらひまして、いわゆる中間文書といふものが、こういうものの取り扱ひ、あるいはその背景というやうなものにつきまして、直接詳しい見解を求めたのでございします。その後も機会あるごとに、日ソ間の懸案の交渉のとき、あるいはソ連側から各種の通報、申し入れ等が他の件についてございしますときには、常に領土問題についての関心を強くするようにいたしてまいっております。それから、これもまだ確実な日取り等はきまつておりませんが、ソ連外務大臣の来日もいま期待しているわけでございします。原則的に来ることについては承知をいたしておるのでありますけれども、まだ日取り等はきまつておりませんが、そういう機会におきまして十分話し合いを進めてまいりたい。

大体の経過はさうでございますが、ただ、いままでに私の直接受けておる印象は、よく言われますやうに、領土問題は解決済みであるという態度をソ連側としては堅持しておるわけでございしますから、そのいばらば厚い壁を破つてまいりますのは、よほどの忍耐強い努力が必要であらうと、覚悟を新たにしておるやうなわけでございしますが、大体の経過はさうな状況でございします。

○川村清一君 私、三木外務大臣、愛知外務大臣時代になりましたから、政府も相当積極的に腰を据えてこの問題と取り組んでおるやうな印象を受けておりますけれども、一九五六年以来今日近くまではあまり積極的でなかつたのではないかと、こういう印象を強く受けておりますので、申し上げたのであります。厚い壁があることも十分承知しております。厚い壁があればあるほど、ひとつ政府はしっかり腹を据えて、全力をあげて取り組んでこの問題の解決のために努力し、国民の期待にこたえていただきたいと、私はまず冒頭申し上げたいと思つておるわけであります。そこで、お尋ねしたいことは、ただいま外務大臣の御答弁の中にもあつたわけでありますが、ソ連政府は領土問題についてはすでに解決済みで

あるという主張を今日まで一歩も変えないでおるわけでございします。そこで、この解決済みということは、具体的にどういふことなのか、しかもそういう主張をするソ連政府の立論の根拠というものがこれは何なのか、これをひとつお尋ねしたいと思います。

○国務大臣(愛知揆一君) 立論の根拠というやうなものが、われわれに、何といふか、理解できないところがある、この問題のむずかしいところであると思つておられます。こちら側といたしますれば、立論の根拠は十分あるわけでございします。また、日ソ共同宣言ができましたときの合意されたこの経過に徴しましても、こちらには十分の根拠がある。先方の言うておりますところには、私どもから言へば、根拠がないわけでございしますから、こちらの主張というものを、先ほど申しましたやうに、忍耐強く、同時に国民の世論を背景にした力強い交渉を展開していかねばならぬ、かように考えておるわけでございします。で、実はこの日ソ間の関係は、領土問題が未解決であるわけですが、その他の問題につきましては、いわば一時よりも、何と申しますか、親善的と申しますか、そういうムードがだんだん出てきておるやうに看取をできますので、一面において領土以外の問題についてはわがほうの主張というものをできるだけ貫きながら、同時にこうした一時よりは解けてきたやうな感じをうまくとらえまして、そうしていま申しましたやうな十分な根拠をもつてさらに大懸案に取り組むことについて、いまこそ、あるいは今後こそ、本件についてのわがほうとしての態度をますます固めて、ますます強力に交渉を展開する時期であると、このように私としては考えておるわけでございします。

○川村清一君 私は、ソ連政府の言う主張並びにその主張を裏づける根拠は何かということをお尋ねしておるわけです。具体的にお尋ねしておるわけでございます。外務大臣は、立論の根拠はわれわれにはわからない立論の根拠であるということでありましたが、そのこともどういふことか私には

わからないわけでございします。こちらのほうでは理解できない立論であつても、向こうはどういう主張をしておるのか。その向こうの主張をひとつ明らかに説明していただかなければわれわれはわかりませんので、それははっきりひとつ。

○国務大臣(愛知揆一君) 私が申しましたのは、いま申しましたとおり、こちらとして理解できないといふことを申しただけでございしても、向こうとして、わからないけれども、何を根拠にして主張しているのかといふことになりまして、根本はヤルタ協定というものを一番基礎にしてそうして根拠づけているといふことが私は言えるのではないかと申します。

○川村清一君 そこで、さらにお尋ねいたしますが、けさほど総務長官に對しまして、この法案に出しております北方領土といふのはどういふ地域をさすのか、北方地域といふのはどういふ地域をさすのかといふことをお尋ねいたしましたら、国後、択捉、歯舞、色丹四島であると、四島に限定されると、かような御答弁をいただいたわけであります。このことは、予算委員会でも私、執拗に総理並びに外務大臣にお尋ねしておるわけであります。日本政府は従来、領土返還を要求する範囲といたしましては、国後、択捉、歯舞、色丹と四島に限定しておるわけでございします。この根拠は何かというところ、これは日本固有の領土である、北海道の附属島嶼である、こういうことを言っておるわけでありまして、したがつてこれはサンフランシスコ平和条約第二條C項で放棄した地域には包含されておらない、いわゆる千島列島には包含されておらないといふことを言っておるわけであります。で、それはそれとして、そういう政府の考え方というものをさらにずっと展開してまいりますと、私はこの判断せざるを得ないのであります。それは、千島列島、すなわちウルップ島以北シムシュ島までの千島列島はもうすでに既定の事実として放棄したものである、未来永劫にこれはもう日本国には復帰しない地域である、もうあきらめておる、このことが一点。さらにそのことを

かたく考えていくならば、すなわち領土不拡大を宣言した大西洋憲章に対する違反を、いわゆる連合国の違反を事実上認めることに私はなると思ふ。さらには、カイロ宣言にうたつてゐる「日本国が暴力及び強欲により略取した地域」にウルフ島以北千島が該当することを日本政府みずからこれを認めたことになるのではないか、事実上は、たゞいま外務大臣が言われました、ソ連政府の理屈に合わない理屈、立論の根拠はわからない根拠、それは何かという質問に對して、ヤルタ協定。しかしながら、いま政府の考へておることを、これをずつと展開していけば、政府はヤルタ秘密協定も事実上認めたということにならないかと、こういうふうには考へるわけでありすが、この点はどうかしようか。

○國務大臣(愛知揆一君) 協定や条約の解釈等につきましては、専門的に事務当局からお答えいたしたいと思ひますが、政府の態度といたしましては、サンフランシスコ平和条約の締結によつて、國後、択捉、齒舞、色丹、まあ四島というところが言われますが、この四島の返還と申しますか、領土主権を主張いたしておるわけでごさいます、それはサンフランシスコ条約によりまして、あるいはそのほかの根拠によりまして、これはもう十分に主張ができるという根拠を持つておるわけでありすが、条約的に言へば、サンフランシスコ平和条約によつて四島以外は放棄したのかと言われれば、放棄したということに条約上なると思ひます。その地域については、帰属はきまつておりませんけれども、平和条約に調印いたしました日本といたしましては、条約におきましては、四島以外の点については、わがほうとしては主張をしていない、こういうことが申し上げることができると思ひます。

○川村清一君 どうも大臣の御答弁はよくわからないのですが、私の質問とすれ違ふような感じを受けるわけでごさいますけれども、もちろんサンフランシスコ条約第二条C項によつて千島列島を放棄した——これはウルフ島以北千島を放棄

した。しかし、これは帰属がきまつておらないことも事実でごさいます。そのことはどういふことかという、いわゆるサンフランシスコ平和条約にはソ連が調印をしておらないから、したがつてこれはソ連のほうに帰属しておらないわけでありまして、これはどこに帰属するかは連合国において今後きめるわけでごさいますけれども、放棄したという事実は外務大臣認められると思ふ。そこで、放棄したという事実は、このことは事実上は、これはもうあの第二次世界大戦争というものは、大西洋憲章で連合国は領土不拡大方針というものを宣言しておる。ですから、これに違反した連合国の処置であつたということは第一点としてあげられると思ふのであります。

次には、ポツダム宣言の前提になるカイロ宣言には、日本国が暴力及び強欲によつて略取した地域は、これは日本から取り去られるべきであるというところをうたつておるわけだ。この北千島を放棄したというところは、カイロ宣言のいわゆる日本国が暴力及び強欲によつて略取した土地であるというところを、これに北千島が該当するというところを日本政府自身が事実上認めたことにならないかどうかというところ。それから、現在法律的には帰属はきまつておらないけれども、ソ連が占領していることは事実でしょう。そうすると、事実上ヤルタ協定を日本が認めたことにならないかどうか、この点をお伺ひしてゐるわけだ。

○國務大臣(愛知揆一君) これは条約論争としてはいろいろの見解も私はあり得るかと思ひますけれども、日本政府としての態度といたしましては、四島については、条約上あるいは固有の権原として、これを強く主張する十分の根拠を持つておる、したがつてその主権というものを認めてほしいというの態度でごさいます。それ以外の地域につきましては、まあ条約論争とし、あるいはその他のいろいろの観点から、いろいろの論議は私にあり得ると思ひます。思ひますけれども、政府として、ソ連に対する関係において、従来からもさうでございます、サンフランシスコ条約以降に

おいて、あらゆる意味からいって主張を十分にしたいところといたしまして、國後、択捉、齒舞、色丹というものをここに問題として交渉の対象にいたしておる。いま私申しましたように、いろいろの論議はございまして、それならばますますもつてこの四つの島に對しては十二分の根拠を持つてゐる、こういうふうには私は解してしかるべきではないかと思ひます。

○川村清一君 私は、外務大臣のおっしゃることを理解しないわけではないし、気持ちも十分わかりますし、それからいまの四島に限定してもむづかしいこの問題を、千島列島なんかに広げていったならば、外交交渉はもつともむづかしくなることは十分承知してゐる。だけれども、筋は筋としてやっぱり申し上げておかなければならぬ。

それで、それじゃあこの点だけ確認してまいりますけれども、一九四一年大西洋上においてアメリカのルーズベルト、イギリスのチャーチルが英米共同宣言をやつた。これは後に連合国共同宣言に引用されておる。その中には、両国は領土的その他の増大を求めずという、こういう宣言をしておることは、御承知でございすが。

○國務大臣(愛知揆一君) 承知はしております。○川村清一君 次に、國後、択捉、歯舞、色丹、日本固有の領土でございすが、それからウルフ島以北につきましては、安政元年にいわゆる下田条約によつてソ連の領土とする——これは帝政ロシアの時代ですが、ロシアの領土とする、そして南樺太は日本の領土とする、こういうことで國境線をはつきりきめたことは事実でございすが、しかしながら、明治八年にいわゆる樺太と千島の交換条約によつて、南樺太をソ連にやり、そして千島、北千島全部日本の領土とはつきり帝政ロシアとの間に話し合ひがついて、そういうことで日本に帰属したことは、御存じだと思ふのです。決して、カイロ宣言による、日本国が他国から強欲によつて略取した土地でないというところは、外務大臣確信を持つていらつしやるのでしよう。その辺は大事なことです。から、一体日本はソ連からこ

れは貪欲によつて取つたのですか、ここはどうなんですか。

○國務大臣(愛知揆一君) そういう点になりますと、これはいろいろの見方や議論があり得ると思ひますけれども、私は、これは力によつて、貪欲によつて略取したものは、それは思つておりません。

○川村清一君 まあ私がどうしてこういうことを——こういうこととて、大事なことなんです、が、しつこく申し上げておるかと申しますと、そうでなくとも厚い壁があつてなかなか突き破れないでゐるわけですね。そこで、この壁を突き破つて強力な外交交渉によつて領土問題を解決するためには、その外交交渉のバックに強力なやはり世論の支持がなければならぬ。その世論の支持というものは、國論が統一されて、全國民あげて政府のこういう外交折衝というものを応援する、そういう態勢をつくらなければこれは容易でないと思ふから、私は繰り返して申し上げることを申し上げておる。ところが、現実の問題として、この國會の中においていろいろの國政を議論して、政策を持つておる各政党の考え方が、この問題に一体統一されておるかどうか。もちろん自由民主党は、北方領土は國後、択捉、齒舞、色丹、こういうふうに限定して主張されておる。しかし、私どもは、いま私が申し上げたようなそういう論点に立つて、千島列島は全部日本の固有の領土である、こういう考え方を持つておるわけでありすが、さらにほかの党、たとえば、これは新聞で承知したのでありますから、もし誤つておれば、私は釈明してそして訂正しなければなりません、共産党においてもそういうような考え方を持つておるやうに私は聞いておるわけだ。あるいは公明党においてもそういう考え方のやうに聞いておるわけでありすが、民社党についてはよく知つておりませんけれども、こういうふうな考え方が違ふわけだ。しかも、自由民主党のこういう政策というものがいつかこういう考え方になつたかという、昭和三十一年、すなわち一九五六年、これは日ソの共同宣言がなされる前にロンドン會議が

なされておる。その当時、九月二十日付の朝日新聞にこういう記事が出ておる。「日ソ交渉に関する自民党決議」——「自民党は二十日の緊急総務会でさきに決定した同党の日ソ交渉方針を議員総会の議を経ないで党議とすることを決めた。また政府に対しこの党議にそつてソ連側の意向を打診することを松本全権に命ずるよう要望することを決めた。」「新たに党議となつた日ソ交渉方針は要旨つぎのとおり。」「2ハボマイ、シコタンノ即時返還3エトロフ、クナシリは条約発効後も両国間で引き続き交渉する4その他の領土はサンフランシスコ条約の趣旨に反しないこと。」「これが朝日新聞の記事であります。これは昭和三十一年——一九五六年であります。このときに、齒舞、色丹は即時返還、平和条約ができればすぐ返還するという事になっております。捉提、国後は条約発効後も両国間で引き続き交渉する。これは日ソ共同宣言に含まれておるわけです。そしてその他の領土はサンフランシスコ条約の趣旨に反しないことという事は、これはウルップ島以北千島は放棄する。サンフランシスコ条約を守るといふことなんでしょう、認めるということなんです。これは自由民主党の政策であり、今日までもずっと引き続いて一貫して政府が持ってきた主張なんです。そこで、これは予算委員会ときも私は申し上げたのであります。こういうふうには各政党間の意見が違つておつては、強力な世論の盛り上がりがないし、そういうふうなことも日ソ交渉をして、というていふ壁を破る力にはならないだろう。そこで、こういう問題については、十分ひとつ各党間で話し合つて、国論の統一、意思の統一をはかるべきでないかということ、佐藤総理にも申し上げたわけなんです。どうも予算委員会の中では、総理大臣、私も少し失礼なことを言つたせいか、だいたいお怒りになつたようでございます。どうもはつきり答弁を受けられなかつたのですが、私もいまは冷静でございますから、ひとつ外務大臣から、私のいまの考えは十分述べたつもりでありますから、これに対する御見解をひとつ伺わせてい

ただきたいと思ひます。

○国務大臣(愛知揆一君) 私も御意見の点は私なりによく理解できるつもりでございます。先ほどお触れになりましたけれども、たとえばサンフランシスコ会議のときでも、国後、捉提については特に日本の吉田全権が言及もし、それに対する英米等の代表者の支持する言明もあつたわけですが、そのときの吉田全権のことばといひますか、主張の中にも、千島列島及び南樺太の地域は日本が侵略によつて略取したものだとするソ連全権の主張に対しては反駁を加えていたわけでございます。ですから、そういう考え方、そしてそういう考え方をもとにして国後、捉提両島について特に言及をしている、ここにわれわれの今日の主張の根拠といひます。沿革的な根拠があるわけでありまして、その後の日本政府の態度といひましては、いまおあげになりましたが、昭和三十一年二月ごろからその当時いろいろの委員会において政府の見解を明らかにしているものがある。ございまして、国後、捉提の両島は常に日本の領土であるといふこと、それから歯舞、色丹については申し上げるまでもないと思ひますけれども、沿革にも触れて、そしてこの両島——国後、捉提については特に何としてもこれは返還を要求すべきものである、こういう態度を明らかにいたしているわけでありまして、私もこうした沿革的な経過をあわせて根拠として折衝に当たつてい

るわけでございます。

○川村清一君 折衝に当たつていふことはわかつておりますけれども、私の質問には明確にお答えにならない。私は、そういうふうにいると政党内で主張、考え方に違いがあるから、これはやはり政府はひとつ各党と話し合つてこういう統一した考え方を、意見をまとめるということに努力する考え方がないか、御意思がないかどうかというところをお尋ねしている。

○国務大臣(愛知揆一君) まあ要するに、御意見、御質疑の内容というものは、国後、捉提はともかくとして、もっと広範にわたつて日本の領土権といふものを主張すべきではないか、またそれにはそれ相応の根拠もあり得るわけではないかと、そういう点についてあらためて各党間でも思想統一をしてみようではないか、こういう御趣旨と私は理解いたすわけでございまして、それはそれなりの見識のある御提案である、私はかように考えております。同時にしかし、今日までのソ連に対する事実上やつておりますアプローチや主張といふものは、先ほど来申しておりますように、四島についてやつていられるわけですから、実際の展開されているこの外交折衝の経過におきまして、これ以上のことについては交渉上の主張といふことについては、経過から申しまして、私はむしろかきいことだといふことを、そういう趣旨を私含めてお答えを申し上げた次第でございます。

○川村清一君 私は何も私どもの考えているとおりに政府がなれといふことを言つておるわけではないのです。その点は誤解しないでほしい。私も私どもは主張がある、その主張の根拠はこういう根拠に基づいて正しいものと考えておると、しかしこれは事外交折衝でございまして、しかも非常に厚い壁を破つていかなければならぬ外交交渉でございまして、われわれの思うようにこれはなかなかまいらないといふこともこれはわかつておるわけです。したがつて、政府の言うようなそういう考え方でもつて折衝するならば、折衝するうちに、やはり各党と話し合つて、各党もそういう了解の上に立つて、国論を統一して、政府のいまの考えていることを実現するように努力していったらどうかといふことを申し上げておるわけで、いまのままみな別々な考え方を保持しておつたら、これではどつちつかずになつてしまふので、私は申し上げておるわけですから、それは誤解しないで、政府もよく検討してみてください。それから、もう時間がありませんから、一点だけお尋ねします。領土問題が解決すればこれはもう一切がささいな解決するので問題ないのではありませんか。

すが、領土問題はいつ解決するか、これはもう先がさっぱり読めないわけでありまして。しかし、領土問題が解決しないために一番困つていられるのは、この北方地域に住んでおる人たちであるわけなんです。この地域に住む人々の生活は、ほとんどが漁業です。漁業にたよつておる。漁業によつて生活を立てている。ところが、漁業ができない。いま時間がありませんから数字あげたりして詳しく申し上げませんが、いわゆる漁に出るというところ、幾多の悲劇が、悲しい話がたくさん出ているわけでありまして。そこで、この地域の人々は、北方領土もさることながら、安全操業の実現が一日も早くできることを期待しておる、念願しておる、また悲願しておる。ところが、これはもう実現しない。今日までできておる。もちろんこれは、具穀島だけはコンブ、これを安全に採取できるようになつておる。けれども政府間協定ではないわけでありまして。そこで、これがいまだどういふ段階になつておるのか。いろいろの話が今日まで出ておる。たとえば赤城試案といふものも一つは出た。あるいはまた、安全操業を認めるかわりに代償として日本の港にソ連船の寄港を認めるという提案もなされる。これも新聞に報道されることある。また、安全操業を認めさせる代償として入漁料を支払うといふような考え方もある。報道されたことがある。ところが、入漁料を支払うといふことになれば、これは固有の領土を主張しているそこへ行つて魚をとつて入漁料を払うといふことは、いわゆる固有の領土といふものから考えて筋が通らないし、説得力もないのじゃないかといふことで、これもどうとかいふ批判が出てきています。あるいはまた、入漁料はおかしいけれども、入漁料を出さないかわりにシベリア開発に日本が大いに協力することによつて、これは代償としてそういうことをすることによつて安全操業を認めさせるといふような提案も出されて交渉しておるとかされておるとかいつたような報道もなされてい

しての対策樹立に関する調査を議題といたしました。
御質疑のある方は、順次御発言願います。

○川村清一君 沖繩問題についてお尋ねします
が、外務大臣がアメリカにおいてお尋ねになるのは六月
と聞いておるわけですが、六月の何日
においでになって何日にお帰りになる御予定ござ
いますか。

○国務大臣(愛知揆一君) 六月の三、四、五日ぐ
らいをロジャーズ長官との会談の日取りにしたい
い、かように考えております。その場合におきま
して、四、五日の滞在で一応、第一回とでも申し
ますが、会談の所要日数としてはそれくらいを予
定いたしております。

○川村清一君 先月、東郷アメリカ局長がアメリ
カにおいてなられました。東郷局長の任務とい
いますか、使命といいますが、どういう目的で行

○國務大臣(愛知揆一君) いま申しましたように、私が大體六月の初旬に國務長官を主たる相手とした話し合いを始めたと思います。それから、七月の終わりになると思いますけれども、先方が来日することに大體なっております。さら

に九月の国連総会の機会もまた利用ができるのではなかろうかと思いますが、そうして最後に十一月末を一応予定しておりますが、佐藤総理とニクソン大統領の会談、こういう一連の当方の希望の日程でございますが、その点について最終的な日程的の打ち合わせをする。それから、交渉とい

ますか、これは六月から始めるわけでございますけれども、たとえば先方の関係者の間にどういふふうなとらえ方をしているかというふうなこともできればなまに現状分析もしてみたい、こういうふうな考え方で東郷アメリカ局長を派遣したわけでございます、実はアメリカ側も、現に今日も

滞在中でございますが、国務省のフィン日本部長
というような人も来ておりますようなわけで、い
わば交渉を始めるに際しましてどういふふうな段
取りでやるのがよからうかというふうなことにつ

二五

いての事務的な打ち合わせ、それに兼ねて、できるならば向こうの事件に対する態度などももう少し見聞を広めたいというようなことで派遣をいたしまして、帰ってまいりました。これから始める上におきまして、私としても、そういったような意味合いにおける成果と申しますか、これは十分にあげてきた、かように考えております。

○川村清一君 六月初旬に外務大臣が渡米されて、向こうの国務長官などとお会いになっていろいろお話し合いせられる。そうしてそれは十一月に総理大臣が渡米されて話し合いをされるアブローチがしかれるわけですが、外務大臣が行かれるその道づけといいますが、外務大臣がおいでになったときにはこういう話をするんだというふうなことをひとつ話し合ってみると、さうして向こうの考え方をどうも探ってみると、感觸を得るんだというふうな目的でアメリカ局長は行かれたと思うんですが、そうでございいますか。

○国務大臣(愛知揆一君) ただいまも申しましたように、どういふふうな、俗なことばで言うところと恐縮でございいますが、意気込みで、この問題に先方として取り組む用意がどの程度に進みつつあるであらうかというふうな状況を見ることも、たいへんこれからの交渉に役立つと考えましたわけなんです。と同時に、わがほうの提案ということが一つこれからの問題でございすけれども、今回のこの国会等を通じていろいろの角度からいろいろの問題について御質問もあり、また政府としての態度も明らかにすべきことはしてまいりましたつもりでございしますが、そういったようなことを背景にし、頭に入れて、日本側の空気というものの背景にしてそういう準備に当たるといふことも、これはたいへん大切なことだと思ひましたので派遣をいたしました、かような次第でございす。

○川村清一君 それから、田中大使が現在沖繩に行つていらつしやいますが、田中大使もまたアメリカのほうに行かれるように新聞に報道されておりますが、外務大臣が行かれる前に田中大使も行かれるわけですか。行かれるとするならば、

ば、どういう任務を持たれて行かれるわけですか。

○国務大臣(愛知揆一君) 田中大使は、沖繩に行きまして、最近の事情をつぶさに調査してまいりました。帰つてまいりましたので、あらためてアメリカに今月中旬には出発させたいと思つております。で、これは御案内のように、沖繩返還問題というふうな非常に重大な、また困難な問題でございす。また、それだけではなくて、日米間には両国間のいろいろな問題もあり、また他に連する問題などもございす。実は駐米大使下田君もたいへんな重責でございすので、事実上これを補佐し、また本省との連絡に当たるといふようなことで、どうしても有能な士が必要であると考えましたので、いわばロービング・アンバサダーとしても申しましようか、さしたる対米いろいろな問題についての本任の大使の補佐役として遊撃隊的な活躍を期待いたして行かれるわけでございます。

○川村清一君 東郷局長がお帰りになりましたから、もちろん外務大臣には御報告をなされたと思ひます。新聞報道によりますれば、総理大臣にも御報告なさつて行かれるようでございます。それから各新聞に、ワシントン電で、まあワシントンの特派員からの報道がずつとこう出ておりまして、東郷局長の「打診の印象話」、こういう見出しで談話のようなものも出て行かれるわけでございますが、結局東郷局長はどういうような方針を向こうの要路の方々に話をされて打診されたのか。まあ佐藤総理の考え方は予算委員会等を通じていろいろ示されておられますけれども、施政権早期返還はこれはもうはっきり言われている。しかし返還時期における基地の態様というものについてはどうもこれははっきりしないわけ、白紙、白紙ですつとやつてきて、そうして参議院の予算委員会である日突然核抜き本土並みというように受け取られるような御発言があつて、まあ相当、賛成反対は別としてですよ、だいぶ変わった、具体的に

受けたわけでありすが、その後またちよつと変わつてきて、また白紙になつてしまつたというふうな印象も受けるわけでありす。

そこで、総理大臣はそういうなお考えをまだ国会にははっきりしないわけでありすが、東郷アメリカ局長が向こうに行かれます、いろいろ打診をされた、その打診をされた印象を向こうで新聞記者に語つて行かれるわけ。そこで、一体どういう打診をされたのかですね。はっきり言つて、新聞では核抜き本土並みはなかなかむずかしいという印象を受けたとかいふ記事が出ておりますが、まあ具体的にそういう問題を出したのか、出した結果そういう返事が返つてきたのか、その辺の点について報告を受けたと思ひますから、外務大臣からひとつ国会のほうに報告していただきたいと思ひます。

○国務大臣(愛知揆一君) 先ほど来申し上げておりますように、これは本式の下交渉ではございせんから、まあこれも俗なことばで申し上げたいへん恐縮なんですけれども、向こうの意向を打診する、いわば取材をするということが主たる任務でございまして、アメリカ政府としてもそれこそ白紙であるという態度をずつとつておられるわけでございます。双方ともまだ本格的な交渉が始まつたわけではございせんから、双方白紙の状態であるわけではございせんが、沖繩問題に關心を深くしておられる人たちがどういふふうな見方をしているだろうかといふことができれば取材が必要である、こういう角度で任務の遂行に当たつてもらつたわけではございす。それから、しかしこちら側が何にも言わないで向こうの意見を探るといふことも、それはなかなか限度があることでございす。それはなかなか限度があることでございす。まあ話がございまして、早期に施政権の返還を望んでいるというののもう国民の声で、何びとも異論がない、日本の全体の意思であると思ひます。それから、日本のこの安全、独立、平和、自由といふことを引き続きこれからも確保してまい

りますためには、政府の見解としては、安保体制というものが絶対に当分必要である、この考え方の中で沖繩の返還を処理したい。

それから、基地の態様というふうな具体的な問題につきましては、国会の論議等を通じて、私として総理と御同様にございすが、私なりにさういったような考え方は理解ができるわけでございますが、これは国会の質疑応答を通じて、私なりに理解のできる、その気持ちに依つて事に当たつてもらう。つまり、日本の国民の世論というものがある、その国民の世論に依つて、向こうの意向をできるならば打診する、こういうところからございまして、日本政府の考え方というものをきくと取りまゝとめて、提示をして、それに意見を求める、こういうふうなことになるれば、これは本格的な交渉でございすから、そういうことはやつたわけではございせん。

○川村清一君 それはまあわかるわけですが、しかし、ただいま外務大臣おつしやつたように、こちらが何も言わないで向こうの考え方を引き出すといふこともこれはできないわけですから、やはりこちらの方にもまあある程度のことは話をしなければ向こうの考え方を引き出すことも困難なわけですが、事実上の問題として、そこで、きわめて重要な問題でございすから、局長一人の計らいで、向こうへ行つてから頭にくつと浮かんたことを話をするなどといふことは、これはできないと思ひます。そこで、局長が出かける際には、当然外務大臣から、こちらから話できる範囲としてはこの程度の話をしてみれど、その結果向こうがどういふ応待をするか、それでもつて向こうの考え方を打診をしていこうというふうな指示を与えられたかと思ひますが、明らかに核抜き本土並みは非常に困難である、そういうふうな印象を受けたというふうな記事が出ておられるわけなんです。したがつて、アメリカ局長は、向こうでさういふ話を、これははっきり言わなくてもいいですよ、そういうことをほのめかしたと、ほのめか

す以上は、総理大臣じやございせんから、また外務大臣でもございせんから、局長が行つて、こういう重大な問題を自分かつての判断ではめかすことも、これはできないと思ひます。そこで、やはりこういう程度のこととはひとつ話をしてみるというところをおっしゃつたと思ひますが、これはどうですか。核抜き本土並みでどうだと――まあそれはつきり言わなくても、そういうふうに向こうに思わせるようなことを話してみようというふうな、そういう指示を与えてアメリカにやつたのだと思ひますが、いかがですか。

○国務大臣(愛知揆一君) これはこういうふうにお説明したならばよろしいと思ひますが、東郷君の歸つてからの報告は、ここにも来ておりますから、直接にもお聞き取りいただきたいと思ひますけれども、沖繩の問題の早期処理ということについては、アメリカ政府としては、日本側のこの願望というものを十分わきまえて、相当積極的にこれを取り上げる、テークアップするといふ気がまあ、こちらの出方を見ながら、どういふふうにこの問題について対処したいだらうかといふことを相当真剣に検討が行なわれつつあるといふことは、はつきり掌握できました。ただ、いまもお尋ねがございましたように、具体的な焦点になるような事項については、きわめて重大な問題であり、また責任の重大な問題でございまして、たとえ核の問題についてこうである、あるいはこれ以上はどういふふうにしたらいだらうかといふような、その具体的に突っ込んだところまではもちろんいってありません。ただいま申しましたように、そういうところから想像されるところも十分腹がまえの中に入れて、そうしてこちらとしては、どういふふうに入つていけば国民の御期待に沿ひ得るような結果が期待できるか。これには、必ずしもそのものずばりの行き方だけではなくて、たとえば基本的なアジア情勢に対する認識でありまうとか、また総合的にどういふふうな考え方を展開していったらいいだらうかといふことが、またその焦点になつてゐる問題の処理に当

たる大切な要素ではなからうか、こういうふうなことも当然のことではあると思ひますけれども、これがきわめて必要なことであるといふような印象も受けたわけでございます。これは私の報告を通して受けた印象でございます。そういうことで、今後ひとつ十二分に検討いたしまして、そして六月の話し合いに臨みたい。しかし、なかなかこれは時間がかかるのであります。やはり六月から始めて十一月末ごろの総理訪米を焦点とするその間を、双方とも精力的に、かつ国益を守り抜くという態度で、十分ひとつ今後時間を活用してまいりたい、かように考えておるわけでござい

○川村清一君 大臣のお許しをいただいたので、東郷局長にひとつ御報告いただきたいと思ひます。これは新聞によりますと、あなたがアメリカで記者団にいろいろ語つていらつしやることが報道されておりますので、ひとつ局長御自身から国会に報告をしていただきたいと思ひます。

○政府委員(東郷文彦君) 私、先般、六月の外務大臣訪米に備へまして、六月の会談が少しでも實質的に進み得るようといふことを期待いたしまして、命を受けて行つてまいりました。会談の模様につきましては、ワシントンにおいて日本側の記者団から会見を求められまして、非常に正確にその話を日本各紙が伝えてくださりました。さらにまた、ただいま大臣からいろいろ私の報告についてのお話もございましたので、特につけ加えて申すことも実はないような次第でございます。全体の印象といたしましては、私は、国会の内外において総理あるいは外務大臣が公にされてゐる考えを背景として、日本側の考えを伝え、それに対する現時点における米國政府、國務省、あるいは大統領、國防省等の関係の人たちの考え方を聞いてまいつたわけでございます。全体の感じとしましては、先ほど大臣申されましたように、沖繩問題の重要性といふことを米國政府としてよく認識して、日本側から本格的な話し合いといふものがあれば、いつでも応じて、これを實質的に推し

進めるという気がまえと準備を進めてゐるというところを、強く一つ感じたわけでございます。一般に共通してみな申しますことは、日本側のいろいろな事情といふことを向こうは向こうの立場からよく研究し考へてわかつてゐるつもりだけれども、アメリカ側とすれば、アメリカの国内の事情もあり、あるいは日本を含む極東の安全といふ問題に対するアメリカの見方もあり、そういうところをよく日本側でも考へてもらいたい。日本ではアメリカの壁が厚いといふことをよく申します。向こうから見れば、日本の壁はやはり厚い、厚いと申しますことは、向こう側としても日本のいろいろな問題をよく研究し考へてゐることだと思ひます。両方の厚い壁の中から、日本として国益に合致し、また日本の安全にもこれでいいといふものを今後の本格的な話し合いから何とかつくり出さなければならぬ。その話は、先ほど大臣申されましたように、相当時間もかかるむずかしい話であらう。しかしながら、この問題の重要性を米國政府全体として、つまりある省はこうであるが、他の省では全然違ふといふたようなことではなくて、全体としてこの問題の重要性をよく認めて、誠意をもつて話し合いに臨もう、こういう感じを持つて歸つてまいりました。そのことを大臣に御報告したわけでございます。

○川村清一君 重ねて端的にお尋ねしますが、これは新聞報道なんです、具体的に核抜き本土並みといふふうに出ておるわけですか。これは非常に困難だといふ印象を受けたとか、あるいは安条約の事前協議の問題等その点にも触れて、事前協議の何といふんですか、特別措置といふんですか、こういうことについてどういふふうにかかつたやうなことが新聞に出ておるわけですか、局長は、向こうのほうでどういふやうな問題が具体的にに出されたのかどうか、そしてその結果非常に困難といふ印象を受けたのかどうか、この点をひとつ端的にお答えいただきたい。

○政府委員(東郷文彦君) 端的に申せば、基地の態様はこうであるといふやうな話はいたしてお

ないわけでございます。と申しますのは、そういうことはまさしくこれから交渉の問題でございまして、本格的な話し合いといふのは大臣がいらしてからのことで、私はその準備に参つたといふことでございます。しかしながら、先ほど申しましたように、私もこの三年国会にずっと政府委員として出ておりますし、大臣、総理大臣のお話もよくしよつちゅう聞いておりますし、そういうことを背景にし、念頭に置いて向こうといふ話したわけでありまして、ただ、具体的に基地がこうだあだといふことまではまだ私の今回の訪米の機会に持ち出すべき問題ではないわけでございまして、しかしまあワシントンで日本の記者の方にお会いした機会その他において申し上げたことは、それをいろいろ解説すればあるいはそういうことにもなるかと思ひます。しかし、アメリカ政府に対して基地の態様についてこれこれといふところまで具体的に話したといふことではないわけでありまして。

○川村清一君 私の時間もなくなりましたので、最後に一つ大臣にお尋ねいたしますが、大臣は、東郷局長がお歸りになりましたが、その結果、新聞によりますといふと、一つの対米折衝の方針がまあできた、それに基づいて討議資料の作成に、外務省はいまそういう作業に当たつておるというやうな報道も出ておるわけでありまして、今度は田中大使が行かれて戻つてまいりまして、田中大使は沖繩へ行つて、それからアメリカへ行くんですから、当然沖繩県民の世論といふものも向こうにある程度反映させて、また打診をしてくるんじゃないかと思ひますが、まあそういうやうなことを全部聞いて、それで総合的に対米折衝の方針なり案といふものを固めて、外務大臣は六月初旬に渡米なさると思ひます。そこで外務大臣にお尋ねいたしますが、外務大臣がおいでになるときは、いまいろいろ議論しております基地の態様ですね、核抜き本土並みなのか、核つきなのか、自由使用なのか、この辺は一つ方針を持つて行かれるものと思ひますが、そして大体そこで

話し合いがつかつかないかは別として、最終的に総理大臣が行かれたときには、そこでもうすぐ最終の話し合いでもって調印するのか、また共同宣言というふうになるのか、協定というふうになるのか、何かになる、こういうふうな推定するわけでありますが、それで間違いないとすれば、外務大臣が行かれるときに、こういう方針で行きますよということとは当然国会に報告されて、そしてそういう意思を国会に伝えられたあとに行かれるものと思うのですが、どうですか。これは何も国会のほうには報告もされないで、何を持って行かれるのか、どういう考え方で大臣が行かれたかわからないようなところで、そしてワシントン発の特派員の記事をもつてわれわれ国民は日本において知るといふことになるのですか、そこら辺はどういうことになるのですか。

○国務大臣(愛知揆一君) 私出かけます前には十分の準備をして参りたいと思っております。それから、前々からも申し上げておりますように、何といいますが、交渉方針というものが一枚の紙になつて、そしてこれをイエスかノーかと言わせるような本件についての当たり方は、私は不適当だと思ひますし、おのずから幅のある考え方をまず基礎にした考えを固めて参りたいと思つております。と申しますのは、対決してどうしようというのではなくて、話し合いの中にこちらの主張をできるだけ貫徹するように、相当の時間をかけ、回数も重ねていかなければならないと思つております。その話し合いの中から国民的な御期待に沿ひ得るような結末を最終的に十一月末には決着をつけたい。よく総理も言つておられますように、そういう場合におきまして、たとえば総理訪米前に党首会談というふうなことも場合によつてはお願ひすることが適当でないかということもよく言つておられるわけでありまして、その辺のことにつきましても十分配慮してまいりたい、こういうふうな考えております。

なるときには、何も私はこういう考え方で行きますといふことは報告されないで行かれるわけですか。

○国務大臣(愛知揆一君) いま私申しましたのは、最終的に党首会談というふうなことも考へて行くくらいでありますから、私が参ります場合におきましても、私の考え方というもののにつきましても、明らかにしてまいるのが筋であらうと、かように存じます。ただいまお話しになりましたように、具体的なところにつきましても、ことが適当でないかと思ひますが、自纏自縛みたいなものになつてしまつて交渉がうまくいかないというふうなことを考への中に入れないならばなまいと思ひます。これも、総理のことばを借用すれば、むずかしい交渉事でございますから、ある程度の幅と、フリーハンドというものをある程度与えていただかなければ、かえつて望ましい結果が得られない場合もある、そういうことも考へておりますので、なお若干の時日もございますから、早急にどういふふうな考へるか、どういふふうな交渉に臨むか考へ方を取りまとめまして、それに応じて御報告をするなり、御説明をするなり、あるいはその上に立つてさらに御協力をしていただければ、たいへんしあわせであると思つております。

○渋谷邦彦君 ただいま大臣の答弁を伺つておりました、実は私もその問題に触れようと思つておつたわけですが、衆議院で大臣が答弁なさつた内容を拝見いたしますと、首相訪米の際に効果があがるようにルールを敷くんだと、こう仰せになつておられるんですね。ルールを敷くからには、それだけの準備というものがおありになると、こう判断せざるを得ないわけですが、もうすでにいままで衆参両議院において、この問題についてはもうしばしば論議が繰り返されてまいりました。何といつても、この問題は、基地の態様、この一言に尽きるわけでありまして、いろいろないまいの御答弁を伺つておられます、それはなるほどおっしゃるとおりだと思ふのです。弾力性のあるそういう交渉態度で臨まなければ外交折衝としては

マイナスをつくるだけだ、これは十二分にわかりますけれども、やはりこちらの腹づもりとして、いままで世論の上からも、一応こういう国論の統一というものを考へつつ全体観に立つた場合、こういう大體話し合いをすべきが最も現状に適したやり方ではないか。もうおそろく、大臣が六月三日、四日、五日でございまして、当然腹案がおりになるのじゃないか。東郷局長が今度大臣がいらっしゃるための下折衝、これまた段階的に、首相が行かれるときの外務大臣の下交渉、何かその辺が、やはり大臣がロジャーズに会うにしても、相当権威のある、オーソライズされた話し合ひだと思ふ。ならば、相当突つ込んだ話し合ひができてよろしいのではないか。大臣の答弁を先ほどから伺つておられますと、非常にじょうずなんですよ。肝心なところをおつしやつてくだらないでしょう。それをくどいようですけれども、いかがでしょう。ルールを敷くと言つておられますが、そのポイントがはずれたら大臣ひつくり返りますよ。その辺をひとつあらためてお答えいただけないでしょうか、実はこういう点が用意されておるのだという。

○国務大臣(愛知揆一君) これはなかなかむずかしいことですけれども、私といたしましては、いろいろ考へて周到な準備を進めておるつもりでございますが、基本的に申しますと、先ほど申し上げたように、早期施政権の返還、それから安保体制の護持、国民世論の上に立つた結果を紹介したい、こういう基本線でありたいと思ひます。同時に、この効果あらしめるためには、まあなかなか適当なことがありませんけれども、沖繩問題、ことにこの基地の態様というふうなところだけをシングル・アウトして、これで勝負だというところでは、策がないのではないかと。なかなかアメリカとしてもいろいろ広い視野に立つた問題の処理に当たろうとしておることは、容易にうかがえます。したがって、またそれも当然かと思ふのでありますが、主體的に近隣の諸国に対してどういふ情勢判断を

われわれはするのである、それに対してアメリカはどういふふうな見解を持つてゐるのか、こういうふうな一般的な情勢判断、分析というものにつきましても私は国民世論の上に立つて、日本らしい、平和国家らしい、しかもアジア諸国に対する協力というふうなことも十分考へていかなければならない。これは、アメリカがどうするであらうかというふうな先回りをした考へ方じゃなくて、日本としての主體的な考へ方でもつて、われわれも国民的な願望に立つた意欲的な構想というものを持つていなければならぬと思ひます。それから、たとえて申しますれば、沖繩の基地の問題につきましても、本土並みということばがもうすっかり定着したように使われておりますが、同時に逆の本土並みということも考へなければならぬ。沖繩の施政権が返るならば、沖繩の防衛と云ふことにいつても、やはり日本の手によって本土並みに防衛をはかつてまいらなければならぬ。これもまた施政権を要求する以上当然ではなからうかと思ひますが、そういう点につきましても、おおよその基本的な考へ方というものは固めなければならぬのじゃないか。そういうことが相互に関連して、その中からこの返還問題についての望ましい結論というものを導き出すようにしなければならぬのではないかと、こう考へますので、そういうふうな考へ方を固めながら、本筋を、ルールの下に敷く土なりあるいは砂利なりというものも同時に固めていってりつばな線路になるようにしたい、こんなふうな気持ちでおるわけでございます。

○渋谷邦彦君 おそろく、この交渉の具体的な取りきめ等については、いまおつしやるとおり、いろいろな含み、弾力性ということとは当然考へられますし、おそろくそのために、第一案、第二案、第三案というふうな、そういう腹案もおありになるのではなからうか。実はいまの東郷局長のお話にもありましたように、なるほど重要性という点についてはよく認識してゐるというお話でございまして、ただし、その重要性を認識したというそ

の対象は一体何であるか、それは戦略的軍事的に重要なのか、沖縄返還といういま日本の国内に高まりを見せている、そういう世論というものを非常に重視しているのか、この辺がいま明確なお話になかったわけでありませう。ところが、いま言われたことを裏づける一つの問題があるのです。これは私があえてここで力んで申し上げなくてもよろしいのですけれども、過日沖縄に参りましてランパートあるいはカーペンターに会いまして、ときには、大体出先の機関ですから、それはもちろんはつきりしたことは言わないですが、しかしわれわれが会った感触としては、やはりキー・ストーンとしての重要性というものは相当根強く持っている。まあそう簡単には渡せませんよと、金もかかっていますよと、こういう表現でございまして、私の印象といたしましては、おそろしくホワイト・ハウスにしまして、出先がそういうような感触を持っているということは実際考える、本国政府は、それと同時に、かつてニクソンが副大統領のときに沖縄を訪れたことがあるのです。そのときの記者会見の際の言明というものは、まことにきびしい結論だったのです。その後ニクソンが、はたしてタカ派的なそういう考え方というものを覚えておられるかどうかわかりませんが、もしもそうした底流にそういう考え方というものが今日なおあるとすれば、先ほど来から壁論が出ておられますように、たいへん厚い。しかし、やはり外交折衝というものは、どこかに一つの盲点を見出しながらそこを切りくずしていくという場合もございませう。したがって、いま大臣がおっしゃったことは、私どもも十分わかるのです。いろいろな、核抜きとか、核つきとか、そんな問題が議論されてまいりました。したがって、その前提を踏まえて、おそろしく大臣として、あるいは佐藤首相としても、こうすべきではなからうかといううすでに腹というものはでき上がつているはずじゃないかと。確かに時間がかかる問題だと思えます。アメリカ政府においても、日本の現在のこの国民の世論の動向と

いうものはどっちの方向を向いているんだと、一体ここでさらに国民の世論というものを刺激してプラスになるのかマイナスになるのかというようなことは、もうどうに計算済みじゃないかということを感じておられます。お互いそういう一応の認識と理解の上に立って、さらに今度あらためて公的な折衝という段階を迎えるわけでありませう。当然、これから出される問題は全然不明確だ、わからない、ただその努力を積み重ねて一つの方向を何とか見出そう——これはわからないけれどもありませぬけれども、何かそこそこあるものと詰めたもうすでに結論というものがおありになるのではないかと。これを先ほど来から申し上げているわけでございますが、大臣それ以上のことはおそろしくおっしゃらないと思えますので、私どもとしては、ただ、せつかく外務大臣が行かれる以上は、われわれとしてもその成果を期待したい、そのつもりでアメリカに行つていただきたいものだ、まあその要望を交えて申し上げておくわけでありませう。

次に、いまのその核という問題に関連して一つだけまた大臣に確かめておきたい問題があります。これもたしか衆議院の外務委員会が何かでお話があったと思いますが、まあ私の記憶に誤りがあれば訂正をいたしますが、沖縄において核が持ち込まれてきていると、これはいろいろなふうにもいろいろな現地の人のうわさというものもございませう。そういうことが一つの集約された形になって、沖縄には何百発以上の核弾頭がもうすでに持ち込まれているのだ、しかし政府としてははたしてその核があるかどうかについては正式に確かめたことはありませんと、話をしたこともありませんと、こういうお話をなさったことを記憶しておられますけれども、それはこういう機会に公式に話が出せないものなのかどうなのか、その点の所信を大臣にお伺いしたいと思うわけでございます。

○国務大臣(愛知揆一君) 沖縄にメースBという

ものがあるということは、公にされた情報等によってもわかっていることかと存じます。それから、いまのお尋ねの点でございませうけれども、これは、いまはアメリカが施政権を持って自由に使用しておりますし、ことに核兵器の問題等につきましては、アメリカ自身としても、非常に厳重な管理を一般的に問題ですがやっております。報告を求めるとか、あるいはそれ以上に進んで調査をするということができるかという問題であるというところは、これはまあ当然のことかと思えますが、しかし今度は、これからの問題といたしまして、返還の交渉に実体的に入りますし、それから返還されるべき時点以降においてどういう状態が日本として望ましいかということについては、私は私なりに理解できますから、もうここまで来れば、その返還の時期以降においてどうするかというところを焦点にして、そしてこれは考えていかなければならない、かように私は考えております。

○渋谷邦彦君 制約された時間でありませうので、まことに脈絡のない質問になってしまふのでありますが、おそろしく今度の訪米の最大焦点は、何と云っても返還ということを中心にした話合いということがおそろしく大部分を占めるであろう。もちろん、先ほどのお話のように、今日のアジア情勢というものをどう考えられ、どう情勢分析をするか等々の問題も出るでございませう。ASPA Cの問題もおそろしく関連した問題として出るかもしれない。ならば、まあことしはということ、だいたい沖縄百万島民の方々も多大の期待を持っておられるわけでありませう、返還のめどがつくであろう。ところで、この返還の前後を考えてみた場合、非常に問題が多過ぎるわけですね。核の問題もさることながら、一番いま沖縄県民として不安に思っておられることは、むしろ返還後の経済自立というものはたしてできるかどうか、これが最も大きい課題であろう。そこで、それに関連する内容としてしまして直ちに起こる問題が、ドルの撤廃ということと

日本円の適用ということになります。当然これはアメリカ政府との関係も生じてくるであろう。こういう問題があります。

それから、いま非常に激増しておりますのが米国の軍人軍属による犯罪であります。これの裁判権の問題も当然でございませうけれども、補償問題についてはまことに差別的な事例が取り上げられてその審議の対象になってまいりました。一番いま、核もさることでありませうと申し上げましたのは、那覇を通っておりますゆめゆり通りですか、あそこを通っている燃料パイプがあるわけですね。一日百五十万ガロン使うといわれておる。これが何かの拍子にどつか点火しますと、全部爆発的な燃焼になって、多大の損害を地域住民に与えるという、そういう問題が現在起こっておりますわけでありませう。現在のところ、だいたい前からの問題でありませう。そのパイプの通つておる状態を見ると、いま申し上げたゆめゆり通りを中心として至るところにめぐらされておる。こうした問題でもし事故が起こった場合、一体どうするか、あるいは、先般来から、燃える井戸であるとか、そういうこともございませう。あるいは交通事故等においてひき殺した場合でも、実にみじめな問題があります。一体これは本来ならば米国の補償すべき問題じゃないか。こうしたことも今度大臣がいらつしたときには当然の問題として起こるのではないかと、こう思いますけれども、こうした具体的な問題については、むしろ相当話を進める糸口ができるのじゃないか、こう思いますけれども、そうした問題についてはどのようにお考えになっていらつしたるか。

○国務大臣(愛知揆一君) これらの問題は、まことにこもともな御指摘でございまして、実は私も、直接には私が返還の交渉に当たるわけでございますけれども、返還というものを前提にして、まだまだいわずに一体化、それから沖縄県民の福祉関係につきましてもやるべきことがこれはもうたくさんあることは、かねがね内閣の一人として

心配しておる点でございます。施政権返還という事がだんだん時間的にも差し迫ってきているという事は、一面から言えばたいへん喜ばしいことでございますが、それを前提にして、復帰してこられた場合に、沖縄県民が本土と同様な条件のもとにおいて生活を享受し得るようにしなければならぬ。それを前提にして、施政権返還がきまりまして、その間に若干の時間が残ろうかと思ひます。その時間の間にも、できるだけ能率的にこうした仕事を運んでいかねければならぬ。これには財政的にも相当の負担になる部分もございまいしうけれども、これだけの国民的願望が四分の一世紀ぶりに成就するわけでございまして、内閣全体としても国民の御支援のもとに、こうした問題を着々と解決することは、大いに意気込んでやっております。これら問題につきましても、主として内閣としては総理府が所管されておるわけでございしますが、私としてもできるだけ御協力をし、中にはやはり対米交渉が絶対的に必要なものもたくさんございしますので、そういったものについては、今後の対米交渉におきましてもさらに一段と意欲的に片づけるようにいたしたいという、抽象的でございますけれども、決意としてはかたい決意で前進したいと、かように存じております。

○渋谷邦彦君 返還までは、どう考えても、時間的に問題がこれからはございまいしう。いま私が申し上げたことは、その間においてもいろいろ問題が起ってくる。したがって、中間的措置として、ぜひともその問題は解決はからなければならぬ問題である。また解決はかられるはずである。大臣はよく御承知のように、相互信頼のもとに日米交渉というものが詰められていくならば、これは必ずその成果を得ることは間違いないというふうな意味のことをおっしゃっております。あるいは労働布令の問題もございしますが、あんな人権を無視した布令なんというのは、

いまごろ前近代的なああいう布令が出ることも自体が、一体沖縄県民を何と考えているかというセンスのなさを思ひしめるわけですね。そういうところ、日本を含めたアジア民族に対してのアメリカの考え方というものが従来どおり変わっていないのかどうか、こうしたことを私どもは非常に心配するわけなんです。一部には、これはナセンSNSな話かもしれないけれども、黄禍説な方においてはそういう思想があるというふうなことが言われたり、まあいろいろなからみが出てくるわけでありまして、いずれにしても、アジア人蔑視と申しますか、軽視という問題は、絶対に許されぬ。そうした問題を踏まえて、やはりいま申し上げたような、強力にひとつ中間的な措置が全面返還を前提としてとられなければならない。それとせつかく総理が行くについては、大臣としてもそれだけのひとつ用意をなさって行っていたべきだということ思ひますが、その答弁をいただいて私の質問を終わらしていただきます。

○國務大臣(愛知揆一君) 先ほど申し上げましたように、まことに適切な御指摘でございます。私もかねがねそういう点については心配もしておったわけでございしますが、いよいよ返還問題が具体的な日程のぼつてきつたわけでございますから、この際あらためて勇氣を持って具体的に解決に当たらなければならない。そうしなければ、せつかくの返還ということが実現しないのではなからうか、こう思ひますので、沖縄全体が、さつき申しましたように、それこそ本土並みにすべての条件が整うようにする。まあ経済政策その他でも、ぜひいまままだこれから急速に用意をしなければならぬことがたくさんあるように思ひます。内閣全体として沖縄問題の処理に当たるという体制をいやはが上にも強力にいたしたい、かように存じております。

○春日正一君 時間がないから、ざつとばらんとするか、ぶつきらばうな質問になるかと思ひますが、外務大臣来月二日おいでになるといふ新聞報道ですが、当然それまでには、基本的な交渉の態度といひますか、それはきまっているものだろうというふうな私ども考えているし、世間でも考えている。最近の新聞では、討議資料として核抜き本土並み、これで交渉する政府は腹をきめたようだという報道もあるんですけれども、いまままでの大臣の答弁を聞いていますと、何かそういうふうなきまっていない、まだそういう態度はきめていないんだという印象を受けるんですが、その点どうなんですか。

○國務大臣(愛知揆一君) 私は、先ほど申しましたように、一字一句間違つてはいけぬというふうな交渉案というものでございまして、先ほど来言つておりますように、この沖縄問題の処理というのを国民的な願望、期待にこたえるような形にうまく決着をつけるというためには、相当、何といひますか、アプローチのしかたは、交渉のやり方にも、それなりのやはり方策が私にはあるはずだと思ひますので、基本的な考え方はもちろんきめてまいりますけれども、ある程度のフリーハンドというものは持たしてまいりたい。そういう限りにおきまして、先ほど申しましたように、私にいたしましては、自分の与えられた任務あるいはその方向というものについてはひとつ明らかにしてまいらなければならない、かように考えております。

○春日正一君 東郷局長向こうへ行つて、向こうの新聞からの報道によると、アメリカ側の当局者は相当強いことを言つて言っているんですね。こつちは核抜き必要だとか、自由使用はこれは譲れないとか、あるいは沖縄返せと言つてからは日本が極東の防衛のためにもつと積極的にならなきやだめじやないかとかいうようなことをいろいろ言つて言っている、向こうは、ところがこちらのほうは、それに対して、非常に交渉をむずかしいからといって、音なしのかまえてというふうなことで、国会でも全然基本的にどういう態度でいくのか、国民が最低限望んでいるのが核抜き本土並

みだ、せめてこのくらいはどうしても通すんだ、外交というものはそういうものじゃないですか。基本的な腹をきめていて、それを通すためにいろいろの側面から話のきつかけをつくっていくとか、説き落としていくとかいうようなことがあるにしても、どこへ持っていくのか腹がきまっていなければ、これは話のしようもない。向こうは非常に強くてどんどん出てくるのに、こちらは国民に対してはどういう態度で臨むかということはいまだにはつきりされない。そのことを国民は非常に不安に思っているんですね。だから、その辺のところはどういう態度でいくのか。政府としてはこうするんだ、交渉してみようとかいかにいんだというときは、それはまた国会に報告して、国民はそれをどう思ふかを聞けばいいのであつて、基本的な腹を全然国民に知らせずに行かれるということになると、どうも国民としては非常な不安を持たざるを得ないということになるので、その辺どうですか。

○國務大臣(愛知揆一君) 現に施政権を持つていゝるものを返還させるということ自体が、そしてこれを大いに国民的の願望として、こんなに長く施政権を持つておられること、これは沖縄百万の人たちの気持ちからいへばどんな思いがしているのかということ基礎にして、われわれとしては返還問題に取り組み、かつこれを公約として掲げ、対米折衝に臨もうとしておるわけでありますから、何といつたつてこれがわれわれの基本線、これが堂々と披瀝しておると私は思ひます。

それからもう一つ、アメリカはどんなはずばずば言つておるではないかというおことばで、そのおことばを返すようでは恐縮なんですけれども、アメリカの政府、責任当局、何やら言つておられます。音なしのかまえてでございます。先ほど申しましたように、双方政府同士は白紙である。こういう状況でございますから、これは時の経過に伴つて、ひとつわれわれといたしまして、秘密外交というふうなことは考えておりませんから、状況御報告をし、さらに一段の御声援をいただ

くようにしたいと、かように存じておるわけでございます。いまして、どうかひとつ、そういうふうに一度やりだしましたら不退転の決意でやってまいりたいと思ひます。

○春日正一君 それと関連して、アメリカのほうでは、沖縄の施政権を返すからには極東の安全について日米がもつと軍事的にも責任を持つてというようなことも主張しておるといふようなことが伝えられておる。これは政府当局者が、いま大臣言われたように言ったのではないにしても、いろいろの人が、しかも相当役人としては高い地位にある人がそれは言つておる。そうしてそういうものを受けて、新聞なんかでも、政府が返してもらう交渉に行く場合ですね、やはり極東の安全について日本が責任を持つと。そのことを大臣は先ほど、本土並みといふは沖縄を防御するという意味でも本土並みだといふような形で言われたのですけれども、しかし事は沖縄だけの局部に限らず、日本全体の軍勢力を非常に大きく増強する。たとえば、新聞の報道によれば、そういう立場から第四次防ではGNPの二%くらいを軍事費に回すというような案を持つていくのだといふようなことも伝えられておりますけれども、そうなる国民は非常に不安になる。沖縄を返すといふことをして日本の軍国主義といふものが非常に復活するのではないかといふ不安を持つておるけれども、そういう点について大臣としてどうお考えになっておるのか。沖縄が返るといふことになれば、沖縄には当然、小笠原防衛と同じように、軍隊をやるといふだけにとどまらず、日本全体が極東の軍事情勢の中で占める地位を飛躍的に増強するといふことになるのかどうか、その辺お聞かせ願ひたいのですが。

○国務大臣(愛知揆一君) これは多くの国民の方々が私に理解してくださつておることを思ひますけれども、憲法によりまして日本政府は、たとえば海外派兵といふようなことは考えてもおらぬ、できぬことだ、こういう考え方は、私は国際的にも相当定着してきておると思ひます。したがつて、

日本が憲法の範囲内においてみずからの国をみずから守るという努力は当然あつてしかるべきであると思ひますけれども、それをこえて、いまお話をありますが、アメリカ帝国主義の世界戦略体制の一環として、防衛といふ問題についてもアメリカの肩がわりを他方において展開するといふようなことは、みじんも私は考えておりません。ただ、沖縄の施政権を返せ、返つてくるのだという、そういう気持ちは、沖縄につきましても本土と同様にこれを防御するといふことを憲法の制約下においてなし得る限度においては、その責任はむしろわれわれが主体的にあるんじゃないだろうか、こういうふうな考え方でおるわけでございます。

○春日正一君 その説明では十分でないと思ふんですがね。というのは、憲法の解釈ということがずつと発展してきまして、最近では非常に拡大されて、核兵器を持つことも憲法からいへば違反じゃない、ただそれは政策上持たぬといふだけのことでないといふような形になってきていますから、憲法の範囲内においてといふことだけでは、もう安心できぬと思ふ。そういうところにておる。国民はそういうところを非常に不安に思つておるのですが、そこでもう一つの問題は、自由使用の問題ですね。これは現にB52が出ていっておるといふような状況、これはまだ相当続くだろうと思ふ。そうすると、当然その自由使用について特別の取りきめをするかどうかといふことが問題になるわけですが、この点で条約局長は、国会の承認を必要とする、きょうこういふことを言つてますね。安保六条の交換公文を法的に変更する場合には国会の承認が必要だといふふうに条約局長言つておるんですけれども、この交換公文を法的に変更するといふことの意味ですね、これはどういふことなのか。

それから、国会の承認を必要とする国際的取りきめといふことになる、その規程はどういふものか。いままで、安保条約本文に限らず、協定とか交換公文、そういうものも条約と一体のものとして、

それを要するといふような説明がされてきたと思ふんですけれども、そういう形のいま言われたようなものを必要とするものはないものか。

それから、たとえばこれが交換公文を要するといふたような形ではなく、共同声明みたいなような形で大ざっぱにばつと合意されてしまふという場合には、国会の承認を必要としない、事後承認、まあそのまゝ通つてしまふといふことになるのか、その辺をはつきりしておいてほしいんです。

○政府委員(佐藤正二君) けさだつたと思ひますが、午前中衆議院で答えましたと思ひますが、まだ全然政策的にきまつてない問題でございます。また、非常に抽象的にしかお答えできません。したがつて、それをお断りして衆議院でも御答弁したわけでございます。したがつて、もう非常に、何と申しますか、観念的なお答えになつてしまつて、まことに相済みません。でございますが、その交換公文にきめられた問題があるわけでありまして、それを法的に変更するやうなもの、そういうものが国際的取りきめとしてできた場合には、これは当然国会の承認を受くべきものと、これは抽象的に申し上げますれば、そういうふうに申し上げるよりしかたがないと思ひます。

それで、後段のお尋ねでございますが、国会の承認を受けるべき取りきめといふものはどういふものであるかといふお尋ねだと思ひますが、これはいままで政府がたびたび申し上げておりますと思いますが、法律事項及び財政事項といふやうなものを含んだ国際的取りきめ、すなわち行政権の範囲内で処理し得ないもの、そういう国際的取りきめができましたときには、当然国会の御承認を受けること、こういうふうに御答弁しておきます。

○春日正一君 共同声明の場合、どうですか。

○政府委員(佐藤正二君) 単に共同声明とおつしやられても、非常に困るわけでございますが、内容によりまして、その共同声明という名前だけで

は、実は名前のためにそれが国会の承認を受けるか受けないかといふその区別にはなりません。でございます。たとえば日ソの共同宣言といふやうなもの、あれも共同声明と似たやうな形のものでございますが、あれは確かに法律的事項を含んでおります。国際的取りきめでございましたために、国会の承認を受けたわけでございます。したがつて、そういう法的に拘束力を持つやうな文書でございました場合には、そして内容的に法律事項、財政事項を含んでおりますやうな場合には、当然国会の承認を受けると、そういうふうにお答えするよりほか、名前ではちよつとお答えできないわけでございます。

○委員長(山本茂一郎君) 本件に関する質疑は、本日はこの程度にとどめます。
本日はこれにて散会をいたします。
午後五時六分散会

四月二十四日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は三月二十日)

一、北方領土問題対策協会法案

四月二十五日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は三月三十一日)

一、沖縄における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法案

昭和四十四年五月二十四日印刷

昭和四十四年五月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局